

平成 19 年第 7 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	竹 内 享 一	局長補佐	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
代表監査委員	小 松 欽 一	総 務 部 長	佐 藤 好 文
健康福祉部長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガス水道局長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
財 政 課 長	森 鉄 也	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 正 記	市 民 課 長	木 内 利 雄
生活環境課長	長谷山 良	福 祉 事 務 所 長	細 矢 宗 良
農漁村整備課長	伊 藤 賢 二	商 工 課 長	森 孝 良
建 設 課 長	佐 藤 家 一	都 市 整 備 課 長	佐々木 義 明
教育委員会総務課長	阿 部 均		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成19年9月13日(木曜日)午前10時開議

- 第1 議案第76号 公有水面埋立てに対する意見について
- 第2 議案第77号 平成18年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 議案第78号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第4 議案第79号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第5 議案第80号 平成18年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 議案第81号 平成18年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第82号 平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第83号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第84号 平成18年度にかほ市観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第85号 平成18年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第86号 平成18年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第87号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算(第5号)
- 第13 議案第88号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第2号)
- 第14 議案第89号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第1号)
- 第15 議案第90号 平成19年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第91号 平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第17 議案第92号 平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第18 議案第93号 平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第2号)
- 第19 議案第94号 平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算(第2号)
- 第20 一般会計決算特別委員会の設置
- 第21 一般会計予算特別委員会の設置
- 第22 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成

立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。また、代表監査委員の小松監査委員の出席をいただいておりますので、御報告します。

暑いようでしたら上衣を脱いでください。

日程第 1、議案第 76 号公有水面埋立てに対する意見についてから、日程第 19、議案第 94 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 19 件を一括議題とします。

議案第 76 号公有水面埋立てに対する意見についての質疑を行います。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） この公有水面の埋め立ての意義、必要性、そういうものはわかるわけですが、単純に見て、3 ページの図面なんですけど、埋立面積の黒い部分の右端のほう、そして左端のほう、通行する側から見るとちょっとぐあいが悪いんじゃないか。ただ港として使う面では何かそういう必要があつてのそういう角づけと云えばいいですか、滑らかな通行ができにくいような状況になっている。その点、ちょっと疑問に感じましたので説明を求めます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） この図面の右側の直角部分といいますが、かぎ型になっておりますけれども、このかぎ型のこの幅をもって、護岸に沿って左側の角まで、消波機能付護岸ブロックを設置の予定であります。この消波ブロックの設置部分につきましては、ブロックの中が空洞の設備になっておりまして、埋立区域の面積に入らないことになっておりますので、そのかぎ型より左側が空白になっているということになります。

このブロックにつきましては、中が一部空洞、筒状になっている構造から、沖からの波がブロックに当たった場合、消波作用が働いて、波の静音や、越波しにくい構造になっており、図面の黒い埋め立て部分の護岸の前にこのブロックを設置する予定になっております。

議長（竹内睦夫君） 次に、13 番菊地衛議員。

13 番（菊地衛君） 初日、本会議の説明によりますと、漁業関係、あるいは町内会等の理解を得ているということでしたが、埋め立てによる漁船などの航行に支障がないのか。また、港湾内の通行にはさまざまなルールがあると思いますが、船の安全性の面から、航路の幅を規定するような明確な法律等があるのか伺います。

もう 1 点は、埋め立て後のことですが、今、消波というようなことがありましたけれども、工事期間は 21 年 3 月 31 日までとなっておりますが、道路の形状は、図面で示しているように、直角のカーブが多少なだらかに改良されるようではありますが、当該地区は高潮の危険性が大変あるところで、そこら辺の対策について現段階で計画予定があつたらお知らせいただきたいと思ひます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 埋め立てによる漁船の航行でありますけれども、県では、ことしの 6 月に、漁業者の代表者 7 人と、関係する町内会長さん 4 人、そして市の職員、それから漁協の総括支所の職員等への説明会を開催しております。そのときに、航行の安全性を確保するため、本工事

を来年の7月、8月の底引き漁の禁漁期間に実施したいとしております。また、その期間についても、安全には十分配慮をしながら工事を進めるということであります。そのようなことで、漁業者や町内会の皆さんから御理解をいただいているところであります。

それから、船の航路の規制等でございますが、特に航路幅を規定する法律はありませんが、漁港施設の設計では、航路の幅は対象漁船の大きさや、通行量、地形、波浪、潮の流れ等の自然条件を考慮し、漁港ごとの実情に応じて決めているようであります。

次に、高潮対策でありますけれども、護岸についてはただいま説明しましたとおり、消波機能付護岸ブロックを取りつけることになっておりますし、また、護岸の上に高さ約1メートルほどの防潮壁も設置することになっておりますので、越波や高潮にも対応できる構築物として施工される予定であります。

議長（竹内睦夫君） 菊地衛議員。

13番（菊地衛君） そうすれば、再度1つだけ確認しておきますけれども、着手の日から21年3月31日とありますけれども、これはそうすれば平成20年7月着工で、おおむね2ヵ月程度の工期というふうになるのでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） その2ヵ月の期間に主なる仕事を施工するというので、できるものから工事に着手していくと考えられます。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第76号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第76号の質疑を終わります。

次に、議案第77号平成18年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。初めに、18番齋藤修市議員。

18番（齋藤修市君） おはようございます。質疑に入る前に、ちょっと国語の能力が少し低下しておりまして、ミス字がありましたので訂正させていただきます。の「外溝工事」と書いてありますところ、「外溝」と書いてありますが、正しくは「構」でございますので、ひとつ訂正をお願いします。

それでは質問させていただきます。255ページの10款5項の7目、象潟学校給食共同調理場の建替事業費。これについては、9月5日の市長の市政報告の中で、上記事業の決算において1億3,600万円の不用額が達成したというふうに述べられました。理由は、見積もり差額と調理用備品の二重計上が主な理由だと、このように報告されました。翌日の6日のさきがけ新聞に、これは皆さんごらんになっていると思うんですが、にかほ市の18年度決算で同じように、学校給食共同調理場の決算において1億3,600万円の不用額が生じたと。その理由として、本体工事に調理用備品約8,000万円計上されているにもかかわらず、担当者が勘違いして機械設備にも計上したことが主な原因であるというふうに報道されたわけでございます。

そこで伺いますが、1つ目として、不用額1億3,600万円から8,000万円を除いた金額5,600万円の不用額が発生します。市長はこれを見積もり差額というふうに御説明されましたが、総額4億

4,600 万円の 12.6%に当たります。決算額においては 18%に当たると。これを見積もり差額というふうに言っているのかどうか。

それから、見積もり差額は現実何%まで許容しておられるんですかということをお伺いしたいと。

それから、2 つ目として、本体工事と機械設備工事はそれぞれ幾らなんですか。これもあまり明記されておりません。

3 つ目は、15 節工事請負費 4 億 1,980 万円の中の調理用備品 8,000 万円はどんな備品なのか、どういう備品なのかお聞きしたい。

それから、同じように 15 節で決算額 2 億 8,300 万円の内訳で、外構工事が 800 万円、共同調理場 — 建物工事ですね — 建設工事 2 億 7,500 万円、このように決算書には内訳が書いてありましたが、建設工事から 8,000 万円、タブってやりましたよというこの 8,000 万円を引いた 1 億 9,500 万円がこの建物と、この事業の建物と見てよしいんですかということをお伺いしたい。

それから、5 つ目としては、18 節にも備品購入費 1,640 万円上げられておりますが、この備品というのはどういうものなのでしょうか。

それから、6 番目として、工事着工から完成までどれだけの日数がかかっておりましたか。

それから、7 番目として、工事の進捗状況というのはどういうふうな形でチェックされておるのか伺いたい。通常、工事ナンバー別に、予算、実績、残高と — 簡単に言えばですよ。そのようなことがわかるような管理をされていると思いますが、当然、この時点で、今の不用額、1 億数千円の金額というのはおわかりになるはずだと思うんですが、定例会や臨時議会等々で補正予算を組まなかった理由というのはどのような理由があったのでしょうか。

それから、終わりに、実質収支額、これは 4 億 1,094 万円というふうに決算の中では報告されております。黒字であると報告されているわけですが、この中に 1 億 3,600 万円というのが多分入っているんじゃないかと、このように思います。1 億 3,600 万円という金額の重さをどのように認識されているか。例えば、仮に道路の整備とか、側溝の補修等々。これは目的基金でありますので、そのまま流用する云々ということは、財源移譲しない限りできないと思うんですが、1 億 3,600 万円というお金というのは、非常に大きな金額だと私は認識しているわけでございます。ですから、簡単にちょっと勘違いしてダブルで計上した云々というのは、非常に問題がある発言だと、このように私は考えるわけですが、いかがなものでございましょうか。

合わせて 8 件お伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、ただいまの象潟共同調理場の件についてお答えいたします。

象潟共同調理場建替事業の予算の二重計上について、最初にその経過を御説明いたしたいと思っております。本事業は、当初、18 年度事業の採択に向けて準備を進めてきたものでございます。学校給食共同調理場建替事業については、国の補正があるので概算事業費を平成 18 年 2 月 21 日まで文科省に提出するよう県から同月 2 月 10 日付で通知がございました。したがって、これを受けまし

て、補正による事業にするということで、先進地の事例や面積、規模、それから概算事業を算定し、平成 18 年 3 月議会定例会に補正をお願いすることにいたしました。

また、厨房備品につきましては、工事費とは別に、先ほどありましたように約 8,000 万円前後の経費を考えておりました。事業費を、工事費、備品購入費に分けて補正計上する予定をしておりましたが、その厨房備品の中身を精査したところ、ほとんどが設置型であったために、概算工事費の約 3 億 3,000 万円のうち、機械設備工事費は 4,800 万円を考えておりましたが、その 4,800 万円に備品費 8,000 万円をプラスし、総事業費として 4 億 1,373 万 4,000 円ということで繰越明許費として補正計上したものでございました。

その後、設計業者や給食センターの職員などいろいろな事業内容、費用等精査しながら、事業発注に向けて協議を重ねてまいりましたが、その過程で本体工事の中に固定の厨房備品が含まれていたことが判明いたしました。

国の事業採択から補正予算計上までの時間は本当に少なかったわけですが、また、実施設計もその時点では完了しておりませんでした。また、合併して間もないというようなことで、いろいろな事情があったわけですが、いずれにしても、当時のチェック体制や緊張感などが足りなかったことは明白でございまして、深く反省をし、以後はこのようなことがないように努めております。

それで、 の質問でございます。不用額 1 億 3,600 万円から二重計上費の 8,000 万円を差し引いた分、これが 5,600 万円でございますが、この 5,600 万円の中身といたしましては、設計による工事の見直し、単価等でございますけれども、その工事費が 3,820 万円、それから入札差額が 1,780 万円でございます。

それから、2 つ目でございますけれども、議員、18 年度の事務報告書、今、お持ちでしょうか。事務報告書の 321 ページをごらんください。この 321 ページに、学校共同調理場関係の工事費、それから請負額、それから工事の着工月日、完成月日、検査月日が載っております。繰越明許費の中でやった工事でございますけれども、建築本体が 1 億 4,049 万円というふうに載っております。建築本体、電気設備、機械設備、それからその他工事。この「その他工事」というのは、金額はちょっと少ないんですけども、警備保障関係の機器取り付けが 10 万 5,000 円、それから、土砂がちょっと流出しまして、それが 11 万 8,650 円です。それから繰越明許外の街灯設置工事とか、外構工事がこれに載っておりますので、それで判断していただきたいと思っております。

それから、見積もり差額の許容範囲ということでございますけれども、にかほ市では最低制限価格を設けておりませんし、また、許容の範囲も定めてはおりません。

それから、 の備品の内訳でございますが、工事費に組み込んだ備品は、先ほど言いましたように、ほとんどが固定式厨房機器でございますが、ガスの回転がま、スチームオープン、消毒機、洗浄機、冷却機、エアシャワー、冷凍機、冷蔵庫などか主なものでございます。

それから、 の建物本体工事費については、先ほどの事務報告をごらんいただければおわかりのことと思っております。

それから、 の備品の内訳でございますけれども、大きいものは給食運搬車でございます。これ

を2台買いまして、それが482万7,000円でございます。その他の厨房備品としては、コンテナ、移動台、台車、ジェットクリーナーほか、包丁とか、まな板とか、細々した備品も含んでございます。

それから、工事の日数でございますけれども、これも事務報告書に書いてありますとおり、着工と完成月日とごらんいただければおわかりかと存じます。

7番目の御質問でございますが、工事の進捗チェックにつきましては、毎週、施行業者、それから工事設計管理者と定例会議を設けて進捗のチェックを行っております。なぜ補正を組まなかったかということでございますが、御質問の予算は平成17年度の繰越明許費予算でございます。これは地方自治法施行令第148条にあるんですけれども、会計年度経過後の予算の補正は禁止されておるために補正が行えなかったものでございます。

それから、の実質収支でございますけれども、確かに1億3,600万円という金額は、財政運営上、大きく影響する額でございますが、今回の財源内訳の部分は一般財源の充当はありません。地方債と基金を財源とした歳出の不用額でございます。地方債の借入れを行ってもおりませんので、決算上は1億3,600万円の歳入も歳出もなかったこととなります。また、一般財源が充当されていないことから、平成18年度当初予算の編成におきましても、何ら影響は与えておりません。いずれにいたしましても、多額の不用額を出してしまったことについては深く反省をしているところでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 7番佐々木正明議員より、葬儀出席のため中座の届け出がありますので、これを許可します。

18番齋藤修市議員。

18番（齋藤修市君） 今の説明で大体わかったわけですが、この予算というのは、当初、平成17年度に上げられている項目でございますよね。平成17年度の決算書を見ますと、当初予算で687万5,000円、これはいろいろ事業の前の予備費たるものだと思うんですが、そこで、補正額4億1,478万4,000円、これを17年度の決算で繰越金額として上げておられますよね。ですから、17年度にもう既にこの4億1,400万円の予算措置はされているということだと思うんですが、それは間違いございませんか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） はい、そのとおりでございます。

議長（竹内睦夫君） 18番齋藤修市議員。

18番（齋藤修市君） それで、18年度の当初予算には、当初、一番最初、この項目が廃目という形になっておりますよね。一番最初の当初予算の項目は廃目と。ですから、予算がゼロになると。これは二重丸されておりましたので、何かの理由があったんだろうと思いますが、ちょっと私、その理由を明確に覚えていませんけれども。

それで、12月の定例会において3,200万円補正予算を組んでおられます。ですから、総額4億4,610万8,000円、これがこの事業の繰越金額を含めた総額だと思うわけです。それに対して先ほ

ど話しました実質決算額が3億9,155万5,000円。それで不用額が1億3,689万4,000円と、こういう数字が出てきておるわけでございますね。ですから、確かに18年度の事業、それで17年度にいろいろと準備をされたと。17年度の決算というのは3町合併後のいろんなまだ問題があったらうと、そのように思いますので、さらにはこの決算額も我々が承認したわけでございますが、これに対してどうのこうの言う筋合いはございません。ただし、ただ、私が申し上げたいのは、18年度のこの決算報告が、まあ確かに途中での予算は、補正予算は組めないという先ほどの御回答があったわけですが、何らかの形で、やはり議会なり何かの形で報告すべきではなからうかというふうには私は思うわけですが、その点についてはいかがですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、私のほうから予算編成を預かる者として、予算の事情聴取並びに予算査定において、予算要求の内容、精査などにおいてチェック体制が足りなかったことに対し、深くおわび申し上げたいと思います。

ただいまの御質問についてでございますけれども、今回の不用額の内容については、9月の定例議会における決算報告の中で詳しく御説明するというところで、決算書がまとまるまで、まとまった時点でというふうにして考えておったところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 18番斎藤修市議員。

18番（斎藤修市君） 最後になりますけれども、いろいろね、この事業だけの話じゃないので私はいろいろと質問をさせていただいているわけです。これからも、今まだ結果が出ていませんけれども、象潟中学校の建物、工事費、トータルですね、恐らく三十数億の金額だろうと思います。それから来年度は仁賀保中学校の建設と、こういうもろもろの大きな工事、事業があるわけですね。こういう中で、今私が申し上げましたように、質問しましたように、数字というものに対しての重さというんですか、正義感というんですか、これは非常に欠けているように私はそう感じるわけです。少なくとも1億数千万。ましてやその8,000万円という金額ですね。ダブルで計上してしまいましたというようなことでは本当は済まされない問題だと。これが民間の企業であればきちっとした始末書物でございますよね。まあそこまでどうのこうのは問いませんけれども、やはりこの金額に対するというよりも、数字に対する責任というんですか、これをやはりきちっとしていただきたい。今後のためにそういうふうと思います。

それから、どのような管理をされているかということでは先ほどお伺いしましたけれども、毎週定例会議をされていると。これは結構だと思うんですが、ひとつこの事業のスタートから終わりまでの各工事ナンバーごとの予算、実績、これを一覧表にまとめて資料提出をお願いしたいと思えます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今回のこの二重計上については弁解の余地もございません。おわびを申し上げます。

ただ、学校建設については、実施設計を取り組んでいる中で、国の補正が急遽つくようだというところで、急遽そのものをまとめ上げながら、繰越明許という形で建設をやるということになった

わけです。要するに、いろんな事業をやる場合にそういう補正がついたときにやれなければ、次年度、例えば 18 年度で継続的にその学校建設につながっていくかということ、ちょっと難しいところもあるんですよ、やっぱり。前年度来たものを断って、次の年、はい、そうですかという場合もなかなか難しい点もあるんです。

それから、事業が確定していない中では、やっぱりある程度余分のものを繰越明許していかないと、事業やれない場合が出てくるんです。ですから、当然、入札差額とか、そういうものは見込んで私たちは予算を組みます。繰り越しして、繰越明許した金が少なくて、工事がこの分はできなかったという場合もやっぱり出てくるんです。ですから、ある程度の余裕は見ていただきながら補正予算もお願いしているわけですが、今回の場合はどういう形であっても二重計上、これについてはおわびの形しかないと思っています。

資料の提出については、これからちょっと時間必要だと思いますけれども、提出したいと思います。

議長（竹内睦夫君） 18 番齋藤修市議員に申し上げますけれども、質問が多岐にわたっております。そういう関係で工事ナンバーごとの資料提出については後ほど、恐らく午後あたりでも……

【18 番（齋藤修市君）「いや、期間中でも結構です」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） はい。本定例会中に出していただくようにお願いします。

次に、22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 不用額について 2 点ほど伺います。

1 つは、8 ページの一覧表にあります、民生費の不用額 1 億 3,275 万 2,000 円ありますが、後のページ、131、133 を見ますと、生活保護費、扶助費 8,500 万円、それから保健年金費、これも扶助費 2,200 万円。ということで、両扶助費で不用額の約 81% を占めております。なぜこの扶助費に集中したのか、これをお聞かせください。

それと、今、齋藤議員が質問されました、同じ象潟学校給食共同調理場の建替事業費の不用額であります。1 億 3,689 万 4,000 円の不用額ということで、まあ大体の経緯は今のやりとりを伺っておおよそはわかりましたけれども、そういったことも含めて、なぜ、市長初め、そのチェック体制が甘かったというようなこともあります、で、ダブル計上で申しわけないということもありますけれども、こういうような、ちょっと今までない多額な要するにダブル計上ですね。なぜこれを早期に見つけられなかったのか。どういうふうにして、だれが、どの部門で、どういうような予算編成を今回したのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それと、県からの指導等で時間が短いのと、それから今、市長がおっしゃったある程度余裕を持った予算編成とダブル計上とは全然質の違う問題でありまして、それを一緒にしたような答弁はとても納得がいきません。ということで、根本的にどこが悪くて、いつそれがわかったのかですね。それから、設計監理業者、この責任はどうか、この辺も含めて内容をもう一度御説明を願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 初めに、1 点目について、答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 民生費の不用額についてお答え申し上げます。

民生費の不用額のうち、生活保護費と保健年金費の扶助費がほとんどを占めているのはなぜかという質問でありますけれども、これは社会保障関係費であります扶助費というのは、申請などがあった場合に、その性格上、支払いを滞らせることのできないものであります。このため、予算作成時においては、前年度の実績額に若干プラスした金額としているのが実情であります。

まず、生活保護費の扶助費についてであります。福祉事務所設置に伴いまして、市で生活保護行政を行うことになったわけでありましたが、初めて年度の予算を組むに当たっては、平成 17 年 10 月から 12 月までの扶助費を基準にいたしまして、さらに幾らかの新規分を見込んで計上いたしました。18 年度では新規の保護開始が 24 世帯で 38 人、保護の廃止が 21 世帯で 44 人となっております。世帯は 3 世帯ふえたものの、被保護人員では 6 人の減少でありました。このほか、医療扶助の大幅な減少が大きな要因となっております。

医療扶助予算の積算段階におきまして、支出が突出して高額だった平成 17 年 12 月を参考といたしまして、高額となる時期にも対応し得る所要額を見込んだわけでありまして、障害者自立支援法の施行に伴いまして、精神の通院医療が自立支援医療へ移行したことにより、医療扶助として支払っていた 20 人分の費用の一部負担がなくなったほかに、長期入院の高齢者 3 人が介護保険施設に入所したことから入院費用の支出が減るなど、医療扶助の支払いが大幅に少なくなったものであります。

次に、保健年金費の扶助費であります。生活保護費の扶助費同様、前年の実績に若干プラスした金額で予算措置しております。特に大きなウエートを占める医療扶助と福祉医療費は、2 ヶ月おくれで扶助費が決定することから、前年度よりも大幅に伸びた場合でも支払いに不測の事態とならないように配慮いたしました。見込額よりも福祉医療費が少なかったために不用額となったものでありますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 2 点目に対する答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 先ほどもお答えいたしました。時間が少なかったといいましても、我々やっぱり職員のチェック体制が足らなかったということで反省はしておりますが、設計屋さんには全く責任はないことをごさいます。実施設計が完成する期日が 3 月 30 日ごろでありましたけれども、4 月に入りましてからいろいろその中身を調整した時点で判明したということをごさいます。

全く、先ほども言いましたように、チェック機能が足らなかったということで、以後はそういうことがないようにして、今、仕事を進めているところをごさいます。以上をごさいます。

議長（竹内睦夫君） 22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 民生費の不用についてはわかりました。

今の学校給食の、建替事業ですけれども、私が聞いているのは、内部でふだんどのような予算編成をだれが、ですね。ましてこういう多額な事業費です。具体的には、内部のチェック体制といたしますけれども、どういう課で、何人がかりで、どの程度の期間詰めてやって、いつごろ判明したのか、その辺のちょっと作業手順について知りたいわけです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） この象潟調理場の件につきましては、先ほども言いましたように、2月中に組んだ事業でございましたけれども、合併間もなかったということで、担当は1名でございました。そういうことで、予算を組むに当たっては、当然、起債等も出てきますし、予算の内容等もございますので、当然、財政当局とも協議しながら進めてきたわけでございますが、何といたってもやっぱり当時の担当といいますが、教育委員会のそういうチェック体制が悪かったものだと思っております。何日までということとはちょっとわかりませんが、記憶にちょっとないんですけれども、4月に入ってから判明したといいますが、大体の事業が固まってきたという段階で判明したものでございます。

以後につきましては、教育委員会の職員体制も固まっていますといいますが、事業を組むに当たっても、もちろん我々職員で全部協議をしながら、また、財政当局と協議をしながら事業を進めておまして、以後についてのそういうような二重計上ということはまず起こらないものと確信しております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 教育次長。

教育次長（小柳伸光君） チェックの手順と、決裁にあるわけなんです。当然、担当から課長、で、私、教育長、そして市長のほうまで行くような形でチェックしております。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） ちょっと1人でこういった大規模な事業費を、1人でもって積算をしてというのは、大変優秀だろうとは思いますが、ちょっと逆にびっくりしましたね。今後はそういうことのないようにということで、それはいいんですけれども、先ほど出ていました補正予算でもっての減額措置は法的にできないというような、たしかそういう御答弁だったようなんですけれども、それはちょっと、本当にできないのかどうか、なぜできないのか、その辺は法的なことは中身に関しては、私、ちょっとわかりませんが、その辺の確認と、早目に、いや、こういう事情でもってダブル計上したと。だから今後は、まあ今々、議会ではできないけれども — 法的なことですね — できないけれども、いずれ最終的には減額をやむなく、不用額になるというぐらいの説明は、先ほどの斎藤議員のやりとりから聞いていてもあってしかるべきだと思うんですが、その法的根拠と、そういった説明をなぜ今までしないで不用額として落としたのか、それがちょっとわからないところなんで、わかりやすく説明してください。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 第1点目の補正ができない理由ですけれども、先ほど教育次長が説明していたとおり、平成17年度の予算です。あくまでも平成17年度の予算ですので、それを18年度へ繰り越したということなので、予算上は17年度予算となっておりますので、18年度でそれを、増額であっても、減額であっても補正することはできないというふうに定められているものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 教育次長。

教育次長（小柳伸光君） その点については深く反省はしているわけなんです。委員会のほうでは6月議会の委員会 — 失礼いたしました。委員会のほうには報告をしたわけなんでござい

ますが、議員言われるとおり、やはりこういう場でもっと早く報告すべきであったと深く反省をしております。

議長（竹内睦夫君） これで 22 番佐々木正己議員の質疑を終わります。

所用のため 11 時まで休憩します。

午前 10 時 46 分 休 憩

午前 11 時 02 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆さんに御報告します。きょう、実は、皆様方のほうにこの後付託される案件に対しての委員長に対する質疑通告書を皆さんのほうに配付されます。その配付の期限がきょうまでというふうなことでありますが、現時点ではまだ先ほどの斎藤議員の質問に対する説明資料が出ておりません。これがあしたの夕方までかかりますということだようですので、あしたの夕方には皆さんのお手元にそれが配付されます。そういうことで、委員長に対する質疑の通告期限を火曜日の朝 9 時までということにしたいと思えますけれども、よろしく御理解をお願いします。その部分に関してですよ。いわゆる先ほどの繰り越し部分の件に関して。

それ以外の項目についてはできたら何とかきょうじゅうに — それ以外は予定どおりと、こういうことで御理解してください。

それでは、先ほどの質疑の中での答弁で教育次長のほうから発言を求められておりますので、これを許します。教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 先ほどの佐々木議員の答弁についてちょっと補足したいと思います。先ほど、私、委員会のほうには報告してあるというふうには答弁いたしましたけれども、実際には 12 月議会の教育民生常任委員会が終わった後に特別に時間をとっていただいて説明報告したものでございますので補足します。

議長（竹内睦夫君） それでは引き続き質疑を続行します。

次に、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 最初に、ワープロがかなり古くなりましたので、字の訂正をお願いします。87 ページのところ「15 執念」というふうになっていますが、「周年」ですから。それから、187 ページのところ除雪費のところ「保障」になっておりますけれども、これは「補償」をお願いします。

では、入ります。できるだけ簡単にいきますから。

歳入の 1 款市税について。現年課税の収納率が、個人市民税は 98.74%、固定資産税は 98.25% と良好な納税となっていると思います。それに比べて滞納繰越分の収納率は、それぞれ 13.62%、9.57% と低率になっています。この滞納繰越分の収納率を引き上げることにについてどのように分析しているか、また、重視して取り組んできた対策について伺います。

87 ページの交流促進事業費についてです。2 の 2 の 11 の 19 ですが、1 点目は、松島町、吉良町、浅草三町会との交流について、18 年度予算に対する私の質問に市長は、「松島町とは 19 年に 20 周年になる。吉良町と浅草三町会とは 19 年で 15 周年になるので、式典イベントなどを考えていきたい」と答えています。したがって、関係町等とのそのための話し合いや協議を行ってきたのでしょうか。行っているとすれば、交流先の反応について伺いたいと思います。

2 つ目は、ふるさと会について、20 年度から統合開催する方向で、新ふるさと会設立準備委員会を立ち上げて協議を重ねているようです。事務報告 33 ページでは、市も持ち方について調整を進めると言っています。これまでの経過について伺いたいと思います。

それから、97 ページと 99 ページですが、2 の 4 の 3 と、2 の 4 の 6 ですが、市議会議員選挙費と県議会議員選挙費の中で、ポスター掲示板作成・設置・保守・撤去業務委託料について、前者は 573 万 3,000 円、後者は 42 万 3,000 円となっていますが、これらの違いについて、金額の違いについて御説明をお願いしたいと思います。

104 ページです。2 の 8 の 1、2、3 のいわゆる各市民センターですが、18 年度にそれぞれのセンターで、仁賀保は 6 班 16 名から 2 班 9 名に、金浦は 4 班 11 名から 2 班 9 名に、象潟は 6 班 19 名から 2 班 11 名にそれぞれ組織がえされております。市民に一番身近な窓口ですが、業務に影響がなかったのかどうか。また、それぞれのセンターでの超過勤務時間について伺いたいと思います。

105 ページです。2 の 8 の 1、2、3、それから 13、公園管理費ですが、サービスセンターで管理するものと産業部の観光課で管理するものがありますが、どのように区別をしているのか。私は、見ましたけれども、ちょっとわからなかったんです。お伺いします。

また、児童公園の管理委託に当たって、草刈りと、いわゆる整備についてどのようにされているのか、現状について伺いたいと思います。

148 ページ、5 の 1 の 1 の 21、労働者福祉資金預託金ですが、1,000 万円になっています。市内の労働者の利用状況について伺いたいと思います。いずれ、例えば多重債務とかそういう関係もありますし、労働者が手軽にそういう、労働金庫だと思わなくてはけれども、そこを利用できるという、そういう制度ですから、内容について伺います。

それから、169 と書いてありますが、167 と 169 の関連です。6 の 3 の 2 の 19 と、6 の 3 の 5 の 15 で、水産振興費の種苗放流事業と、漁業経営構造改善事業の築いそ造成事業であります。両事業は毎年行われておりますし、我が市の水産業の振興について大きな役割を果たしている事業であります。この事業、毎年やられているわけですので、事業効果について追跡調査がやられているはずですが、状況について伺います。

それから、187 ページ、8 の 2 の 5、除雪費の関係です。17 年度は豪雪、そして 18 年度は少雪という関係ですが、除雪請負業者の方は、少雪であってもいつ雪がという形で待機をするわけですので、その保証基準がどういう状態になっているのか、伺いたいと思います。

それから、191 ページ、8 の 4 の 1 の 13、象潟駅東西通路等整備基本図面作成業務委託料についてです。作成委託に当たって、特に市のほうから強調した事項と、それから完成図面の特徴について伺いたいと思います。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 初めに、答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、お手元に配付しておりました 18 年度決算にかかわる各指標について、6 月定例会における竹内議員の一般質問の中で、一部確定していないことから御回答できなかったものについて、別紙資料のとおり確定しましたので御説明いたします。

財政力指数については、財源の余裕度をはかる指標とされ、1 に近い財源に余裕があるとされ、1 を超えれば普通交付税の不交付団体となります。基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去 3 ヶ年の平均値であらわされます。18 年度は 0.453 で、対前年度比 0.063 ポイントの上昇となっております。

経常収支比率についてであります。これは、経常的経費に経常一般財源収入などがどの程度充当されているかを見るもので、一般財源の余裕度、財政構造の弾力性を測定する比率とされております。平成 18 年度は 95.6%となっており、対前年度比 5.9 ポイント上昇しております。この要因としては、分母となる経常一般財源収入の地方税及び地方交付税の減収、対前年度比 8 億 4,135 万 1,000 円の減が大きく影響したもので、注意を要する指標となっておりますが、一時的に大きな数値となったものと考えており、19 年度の見通しとしては、交付税の収入増や人件費の支出削減などを勘案すると、90%前後となるのではと見込んでいます。

実質公債費比率ですが、これは公債費負担の度合いを図る指標で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で、財政の健全性を判断する指標一つとして、財政健全化計画や財政再生計画の策定の要否を決定する基準とされております。3 ヶ年の平均が 18%以上の団体は、地方債の発行に県の許可が必要とされ、25%以上は一般単独事業等の起債が制限されることとなります。

先日、新聞にも掲載されていたとおり、県内 13 市町村の平均では 17.3%、町村平均では 17.8%、県全体の平均は 17.5%で、対前年度比 1.5 ポイント上昇し、22 市町村では前年度より比率が上昇し、旧市町が許可団体となっております。

当にかほ市においても 16%と、対前年度の 13.5%から 2.5 ポイント上昇いたしました。この要因ですが、今年度は算定方式の見直しにより、公営企業債の償還の財源に充てられる繰入金など算入される範囲がふえたことや、公債費の増加傾向にあることなどのほか、前年度の 3 ヶ年に含まれ、比率の高かった平成 15 年度の単年度数値 12.7%が除外され、かわって 18 年度の単年度支出 16.3%が加わったことなどが比率上昇の要因と分析しております。

また、今後の見通しですが、当面は 16%前後から 17%台で推移すると試算しております。

地方債の残高ですが、18 年度末で 199 億 3,786 万 1,000 円、1 人当たりの地方債残高では 68 万 5,000 円となっております。

なお、決算に基づく性質別経費及び人口一人当たりの額は表のとおりとなっておりますので、御参照ください。以上でございます。

では、最初の質問であります市税についてお答えいたします。年間を通して現年度分、あるいは滞納繰越分などどちらを優先するか、また、どの税目を優先するかなど、バランスを考えながら収納をしているところでありますが、基本的な考え方としては、現年度分は繰り越ししないよう、そ

の上で滞納繰越分を減らしていくということとしております。

滞納繰越分の中には、会社の倒産による競売など法的整理がついたものや、行方不明、また、無財産などで徴収が見込めないものなどが多くあり、このことが収納率の低い主な要因となっております。これらについては再度調査を行い、納付が不可能と判断される場合は、執行停止や不納欠損を行うことも必要と考えております。

さらに、一般質問にも出ておりましたが、多重債務者の把握に努め、その解消の相談に応じてまいりたいと考えているところでございます。

また、前年度分だけの滞納である短期滞納者の解消や、再三の納付約束の不履行など、悪質な滞納者に対しては、預貯金または給与の差し押さえを行うなど、収納率向上に結びつけたいと考えております。これまで税務課及び金浦、仁賀保市民サービスセンターの総務班を含め、担当地区を割り当て、年末、年度末、ボーナス時期や出納閉鎖前に電話催告と訪問徴収の集中的な実施、また、定期的に徴収会議を開き、個々の具体的な対策を協議し、徴収業務に当たってまいりました。また、昨年度より秋田県で実施している県職員短期派遣事業を活用した併任職員による住民税の収入確保も図っているところでございます。

今後については、8月に立ち上げました収納対策本部でその対策等を協議し、収納強化月間や納税相談会などの実施、悪質な滞納者への差し押さえなどの取り組みの強化、口座振替の推進方法を検討し、収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、松島町、吉良町、浅草三町会との交流についてですが、友好親善都市などとの国内交流については、旧町からすべて引き継ぎ交流を深めていきたいと考えております。基本的な考え方としては、観光、教育、産業などあらゆる分野の民間交流を支援しながら、行政としては10年、20年の節目に相互協議しながら記念イベント等を計画してまいりたいと考えております。

松島町とは、昭和62年8月1日の夫婦町締結から20年の節目を迎えましたが、双方で協議した結果、夫婦の意味合いから、銀婚式に当たる25周年記念イベントを計画することで確認しているところでございます。

吉良町とは、平成7年3月4日に友好親善都市の締結を行いましたが、新市となってからなかなか具体的な交流の機会が持てないことから、本年度中に表敬訪問したいと考えております。そのことを吉良町に申し入れを行っているところでございますが、11月中旬に「きらまつり」という大きなイベントがあることから、その時期に訪問し、今後の交流のあり方について協議できればと考えているところでございます。

浅草との交流は、昨年で3ヵ年計画での「都市と農村交流」が終了したことや、平成5年7月22日の姉妹地の締結から15年を経過したこともあり、今後の交流について浅草と協議を行いました。浅草の関係役員も15年間でほとんど変わり、姉妹地となった歴史的背景や、にかほ市について知らない役員が多いことから、本年は、役員によるにかほ市訪問が計画されたところでございます。さきの8月23日、24日の2日間、二十数名の役員が本市を訪れました。今後については、記念イベントなどさらなる交流の推進を図るなどについて話し合わせ、引き続き協議していくこととしております。

2つ目のふるさと会については、旧3町ふるさと会の統合の開催を検討しようと、平成18年10月から、新ふるさと会設立準備委員会を立ち上げ、これまで8回の委員会を開催しております。これまでの協議の結果、平成20年11月22日に浅草ビューホテルを会場として、「にかほ市ふるさと会」として開催することを確認しております。したがって、本年11月18日の「ふるさと仁賀保のつどい」、11月25日の「ふるさと象潟のつどい」、12月2日の「金浦ふるさと会」が旧町ごとに開催される最後のふるさと会となります。既に本年度のふるさと会開催案内とあわせて、にかほ市ふるさと会への設立への御理解と、新ふるさと会の会員登録の案内を進めているところでございます。

次に、市民サービスセンターの業務の状況ですが、仁賀保サービスセンターは、6班体制から総務班と産業建設班の2班体制になりました。総務班に税務班の業務が統合されたわけですが、市全体の税務関係の窓口業務のうち、約5割の方が仁賀保市民サービスセンターを利用している関係上、特に6月、7月の窓口ではお待ちいただく場合がございますが、市民サービスの低下にならないよう、丁寧かつ迅速な対応に心がけているところでございます。産業建設班は、担当業務が、農林、観光、建設、住宅等多岐にわたりますが、本課とのスムーズな連携により業務には支障を来しておりません。

金浦市民サービスセンターは、4班体制から総務班と市民班の2班体制となりました。税務班の業務が総務班に、福祉班の業務が市民班に統合され、当初は多少戸惑いもありましたが、組織がえによるサービスセンターの業務内容に変更はないことから、市民サービスの低下につながるようなことはございません。

象潟サービスセンターは、6班体制から市民班と産業建設班の2班体制となりましたが、市民班は6名と職員数に変更はなく、市民の転入・転出等受付業務など現在の業務に支障はございません。産業建設班についても、担当業務が農林、観光、建設等多岐にわたっておりますが、仁賀保サービスセンター同様、本課とのスムーズな連携により業務を行っており、支障はございません。

なお、観光施設については、通常の維持管理はセンターで、大規模な修繕は観光課と協議の上、対応しております。

児童公園2カ所については、管理は委託ではなく、定期的なトイレの清掃、年2回ほどの草刈りを賃金で支払い、行っておるところでございます。

続きまして、18年度の超過勤務時間ですが、全体で、仁賀保市民サービスセンターは383時間、金浦サービスセンターは556時間、象潟市民サービスセンターは202時間、合計で1,141時間ですが、象潟に比較して金浦、仁賀保サービスセンターの時間外の割合が多いのは、税務の申告、徴収業務が時間外等に行われることとなっております関係でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、答弁、選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（佐藤正記君） 2つの選挙のポスター掲示云々に関する委託料の違いということの御質問にお答えします。

まず、質疑事項にありますとおり、市議会議員選挙に要したポスター掲示用に関する委託料は573万3,000円でございます。一方、ことしの3月30日告示、4月8日に執行されました県議会議員

選挙におきましては、18年度予算では、ポスター掲示用の設置までの委託料、そして19年度には撤去の委託料、これを合わせますと84万8,924円であります。なぜこれが違うのかという御質問ですけれども、市議員選挙におきましてはポスター掲示場の区画数が42です。県議会議員選挙においては区画数が6ということで、およそ7倍の違いがあるということで、規模の違いが委託料の違いということで御理解いただけるかと思えます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 労働福祉資金の預託金のことでありますけれども、市内の勤労者への融資に係る預託金として、毎年4月から3月までの1年間、東北労働金庫との間で勤労者福祉資金預託契約を結んでおりますが、にかほ市の居住者の利用状況は、18年度でありますけれども、新規貸出額が111件の4億4,645万円であります。年度末における貸出金の残高は1,045件の23億3,080万円で、その貸出金残額の内訳であります、生活資金が347件、土地建物資金が105件、その他としてカードローン等の593件であります。

次に、水産振興費の種苗放流事業と築いそ造成事業の関係でありますけれども、アワビの放流事業は、昭和37年から県の漁協で実施しているもので、昨年度は54万9,200個を放流しており、総事業費は2,727万1,000円で、市の補助金は547万円であります。また、築いそ造成事業は、昭和55年から実施しているもので、昨年度までに小砂川沖と赤石沖へ14ヵ所、1万1,532立方を造成しています。

その事業効果であります、自然条件や市場価格の変化、漁獲制限等があることから不明なところもあるものの、漁獲高と漁獲量をもとにしての推測でありますけれども、過去5年間のアワビ漁獲高の平均は約8,500万円、漁獲量の平均は約1万2,200キロであります。また、県水産振興センターの調査では、漁獲サイズの10センチまでの生存率が25%、放流アワビの混雑率は40%との結果が出ております。この数値をもとにしまして、この2事業に限って推計しますと、漁獲高8,500万円の40%に当たる3,400万円が放流アワビの漁獲高であり、種苗放流経費が約2,700万円と、築いそ造成経費が650万円の合計額3,350万円を上回っておりますし、まだ採取されないアワビが数多く存在しているという推計が成り立ちます。

この育てる漁業を継続して実施することは、長期的に安定した水産資源の確保が図られ、漁業者の安定経営につながりますし、漁礁や藻場の造成が図られることで、さらなる水産資源の拡大が期待されており、この事業効果は高いものと考えております。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 187ページの5目除雪費についてですが、少雪の場合の除雪請負業者に対する待機補償基準についてであります。18年度は記録的な少雪により、県内はもとより全国各地で待機補償についての議論がなされております。また、待機補償の考え方や算定方式もさまざまです。

現在、にかほ市では、車道の業者委託契約においては待機補償は行っておりません。ただし、オペレーターは毎日早朝にその日の出勤が必要かどうかの判断を行うため、パトロールを行うこととなっておりますので、委託路線延長に応じたパトロール費用を支払いしております。

また、歩道除雪につきましては、30時間の運転補償を行い、シーズン、12月から3月までの4ヵ月間の総運転時間が30時間に満たない場合、その差額を支払いしております。歩道除雪については降雪がなくても除雪が必要となることもあります。例えば、車道除雪後のサイドの歩道除雪などがあります。このことから、車道除雪に比べ状況把握の頻度が多く、結果、待機する割合が高いため待機補償のような形式をとっております。

続いて、191ページ、13節の象潟駅東西線通路等整備基本図面作成業務委託については、次の5つの項目を課題として計画するように指示したところであります。1つは、駅東側に取得した土地2,275平米を有効に活用すること。2つ目として、三光不動産株式会社の宅地開発計画に合わせたものであること。3つ目は、移転補償物件が少ないこと。4点目は、駅前ロータリーや、北側にあります公園の機能を損なわないこと。5点目は、将来の駅舎改築計画に支障にならないこと。成果品は指示したとおり、計画、イメージ化したものとなりましたので、今後はこの図面をもとに住民、また関係機関と実施に向け、さらなる詳細な検討を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 先ほど答弁漏れがありましたので御答弁いたします。

サービスセンターの管理と産業部の観光課の管理の区別でございますけれども、各サービスセンターと観光課で直接管理している公園やトイレなどの関連施設は、市内で39ヵ所ほどございます。管理の区分については、日常的な維持管理業務等の委託や、手作業的賃金は旧町ごとにそれぞれのサービスセンターで対応しておりますが、金浦地域については観光課で対応しております。また、臨時的任用職員である仁賀保地域の公園作業員7名、それと、薫風苑、白窓苑それぞれ3名ずつおりますけれども、この方々が管理する施設、それと、市内の各公園の大規模な修繕等については観光課で対応しております。

それから、児童公園の草刈りでありますけれども、管轄する児童公園は市内5ヵ所あります。象潟地域では、入道島児童公園と上狐森児童公園の2ヵ所、金浦地域では、金浦児童公園、十二林児童公園、それに飛ヶ崎児童公園の3ヵ所であります。委託料につきましてはトイレの清掃委託であり、それぞれ児童公園の草刈りについては、現場の状況に応じ、年間数回程度、地元の方に賃金をお支払いをお願いをしているところであります。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1つずついきます。

市税についてですけれども、一生懸命やっているということは理解できますけれども、特に滞納の場合、かなり分析はしていると思うんですよ。いわゆる破産だとか、あるいは、ここから行って行方不明になってもう何ともならないとか、そういう形もあるわけですが、実際におって、そして生活的にどうなのとか、そういうところまできちんと分析をして、先ほど答弁の中で多重債務者の相談にも応じているということですが、どの程度の相談なのか。具体的に例えば多重債務者に対して生活ができるようにして、司法書士というか、そこまで行って、そして具体的に、消費者金融というか、そういうところからもう催促できないような、そういう状態まで市としては

やっているということは恐らくないと思うんですよ。ただ、やっているところについてはかなりの効果が上がっているという。そして税金も返ってきたもの、支払っているという、そういうところまで新聞報道で出ていますからね。そういう市民の生命という、そういうことを守るためにも、そういうところまでやっぱり考えているのかどうか、相談に応じているというんですか、現状について伺いたいと思います。

それから、今言われた収入の未済額の中で、例えば個人の場合、それから固定資産税の場合、これはこういう種類ですよ、これはこういう種類ですよと、一つ一つやっぱり分析されているんですか。一つ一つですね。それがまずです。そこをまず、市税について。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 多重債務者に対する相談ですけれども、現在のところはその滞納者が多重債務者なのかどうか、その辺のところを納税相談を通じながら把握をし、もしその方が多重債務者であると判明した場合は、社協で行われている相談のほうにぜひ相談してその解消に努めてくださいというところまでが現実、税務課として対応しているところでございます。これからさまざまな、その多重債務者に対する諸問題が発生している状況ですので、今後のあり方について、税務課のほうでどこまで手を差し伸べてやれるのか、検討してまいりたいと思っております。

それから、個々の滞納者の、例えば固定資産税であれば、どの物件に対してどうなのか、それはすべて固定資産台帳、あるいは滞納者カードの中でそれぞれ地区の担当者が把握しながら徴収に当たっているということでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 交流促進の関係ですが、いわゆる市町とか、あるいは団体とのです。この中で、新ふるさと会設立準備委員会8回開かれて、そして、もう新ふるさと会加入促進のため資料等で会員に呼びかけをしているという話がされています。もう進んでいるわけですが、それらに対して、何というか、上のほうの役員の人方はいいと思うんですけれども、一般の会員の反響というのはどういう状態ですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほど申し上げましたとおり、これまで役員の方々と協議を重ね、合意の上、一本でいこうということを確認して、来年度からということなので、ことしの、先ほど申し上げました案内状の送付の中で、その新ふるさと会の発足、並びにその会員の要請等を周知していますので、その反響を見ながら、そのあり方、あるいは今後の運営等に生かしていきたいと思っております。そういうことなので、まだ一般の会員の方々からの反響を具体的な項目として把握している状況ではございません。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1つは、公園管理についてです。児童公園で、私も時々利用しているんですけれども、草刈りは年2回というふうに大体なっているようなんですが、やっぱり梅雨の時期から今の時期に対して、かなり大きくなった状態になっていてもそのままになっているとかという状態がやっぱり見受けられるわけですよ。その辺の管理について、どういう見回りをしているのかです

それから、最後の有価証券のことですが、これは特に説明ないんですが、391 ページに、数は多くないけれども、株保有の経過。それから、動きがゼロというふうになっているわけですが、そのそれぞれの性格の違いもあります。ですが、一般の株という認識からいけば、全然動いていないというのがどうなのかなというふうに思いますので、その点についてお尋ねします。以上です。

議長（竹内睦夫君） 皆さんに申し上げますけれども、それぞれ自分の所管している事項については、委員会の中で審査に当たっていただくよう申し合わせがなされておりますので、そのところを御理解の上、質疑するようにしていただきたいと思います。

それでは、ただいまの質疑に対する答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、小砂川駅についての御質問にお答えします。

小砂川駅公衆トイレ新築にJRの負担の有無ということですが、小砂川駅は昨年3月にJRによって改築されておりますが、改築の際に、JRでは、乗車券販売用のトイレを事務室に1ヵ所設置し、公衆トイレについてはJRでは設置しないとのことであり、必要であるならば市で設置してほしいとのございました。そこで、市では、駅舎または駅舎周辺には公衆用トイレが必要不可欠であるとの判断から、JRと協議の上、JR敷地を無償で借り受けることとし、駅舎周辺に公衆用トイレを新築することとしたものでございます。

新築に際しては全額市の負担で18年度当初予算に250万円を計上し、昨年8月に外構工事を含め221万3,400円で新築いたしました。

また、今後の管理についてであります。すべて市の責任、市の負担で公衆用トイレの清掃を含め、建物の維持管理については、小砂川駅の乗車券販売員に委託管理しているところでございます。

秋田県町村土地開発公社償還金の内容について御説明いたします。

秋田県町村土地開発公社からの借入金は全部で11件あります。平成18年度中の元利償還金は6,141万9,315円で、18年度末の未償還元金合計は3億21万円となっております。

11件の内容ですが、平成7年借入れが1件で1億6,080万9,540円、平成8年借入れが4件で8,944万570円、平成10年借入れが4件で1億4,256万円、平成15年1件で2億8,776万2,428円、平成16年の借入れが1件で236万1,163円であり、借入元金総額は6億8,293万3,701円となっております。また、償還期間は、10年が4件、15年が7件で、すべて9月末、3月末の年2回払いとなっております。

全11件のうち、平成19年度にすべてが返済となるものが4件あり、19年度の元利償還金は5,249万6,086円、年度末における未償還元金は2億5,374万円、また、平成20年度元利償還は4,332万372円、同年度末における未償還元金は2億1,520万円となり、すべて返済するのは平成30年9月30日となる計画となっております。

次に、有価証券についてでございますが、初めに、株保有の経過でございますが、株式会社秋田放送については、その前身であるラジオ東北株式会社の株を昭和28年に、旧上郷村、旧上浜村、旧象潟町が6株ずつ、昭和33年に旧金浦町が3株、昭和43年に旧仁賀保町が株式会社秋田放送の株を76株、株式会社みずほホールディングスについては、その前身である株式会社第一勧業銀行

の株を昭和 46 年に旧象潟町が 1,575 株、三菱マテリアル株式会社については、その前身である東北興業株式会社の株を昭和 30 年、町村合併により旧象潟町が 1 株承継しております。

東北電力については、昭和 26 年に旧象潟町が 15 株、株式会社秋田食肉流通公社については昭和 55 年に畜産振興の観点から旧仁賀保町と旧象潟町がそれぞれ 8 株ずつ、旧金浦町が 6 株。羽州観光株式会社については、旧象潟町が観光振興の観点から昭和 56 年 3,000 株。にかほ市観光株式会社については、その前身である株式会社金浦観光開発公社設立に当たり、旧金浦町が観光振興の観点から 400 株をそれぞれ取得したものでございます。その後の株保有数の増減により現在に至っております。

次に、配当の状況ですが、平成 18 年度の配当総額は 13 万 1,044 円で、その内訳は、秋田放送株式会社が 8 万 2,000 円、株式会社みずほホールディングスが 1 万 6,440 円、三菱マテリアル株式会社が 84 円、東北電力株式会社が 3 万 2,520 円で、その他については無配当となっております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員、103 ページの件につきましては委員会の中でということで、答弁よろしいですね。

12 番（村上次郎君） はい。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 今の有価証券の配当は、決算の入のどこに入っているか、ちょっと確認したいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 56 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、質疑を続行します。先ほど 12 番村上次郎議員の質疑に対する答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 決算書の 49 ページをお開き願います。16 款の 2 目利子及び配当金で、その中に配当金 13 万 1,044 円と記載されております。これが先ほどの配当金の歳入でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 配当金わかりました。

それで、391 ページの表を見ますと、前年度末現在高と、その間に決算年度中増減高、そして決算年度末現在高、こういうふうにあって、決算年度中は増減高がないと。これは恐らく現在の金額とえばいいですか、有価証券の価値と、そういうことで書かれていると思うんですが、今回の説明でわかりました。しかし、できればこの株による配当がこの項目ごとに幾らかというふうなのが

あってもいいのではないかというふうな感じがありますので、今後検討していただけるかどうかお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 決算書の391ページの有価証券の事項の中に、その配当金の金額も記載したらどうかということの要望のようですけれども、これについてはこの決算書のまとめ方について会計のほうと協議の上、そのような形で記載できればというふうな方向で検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 今の答弁で、私の質疑に関する件では結構です。

ただ、先ほど103ページの教育民生委員会にかかわる質疑をして、途中でとめておりますので、皆さんに諮っていただいて、その部分については議事録から削除というふうにしていただいたほうがいいのではないかと思いますので、議長に諮っていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（竹内睦夫君） ただいま12番村上次郎議員より、先ほどの午前中の質疑の段階で3目15節防犯灯、カーブミラー等の部分に関する質疑の発言を削除したい旨の申し入れがありましたけれども、それでよろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。それではそのように決定します。

議案第77号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案第78号平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてから、議案第84号平成18年度にかほ市観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第78号から議案第84号まで7件の質疑を終わります。

次に、議案第85号平成18年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。初めに、22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 監査委員と企業管理者お二方に伺いたいと思ひます。

損益計算書では、ガス事業の18年度の純損失が1億2,471万円というふうに出ております。監査委員の決算報告書の中に触れてあるのかなと思ひましたところ、触れておりませんし、5日の本会議でも監査委員はお触れになっておりません。この件について御所見を賜りたいと思ひます。

続いて、企業管理者に伺いたいのですが、この損失をどう管理者として受けとめているか、また、今後、ガス事業運営の見通しはどうかということでありません。

議長（竹内睦夫君） 答弁、小松代表監査委員。

代表監査委員（小松欽一君） 18年度ガス事業決算の純損失については、決算書に記載されているとおり、熱量変更事業に伴う開発費償却や除却費等によるもので、これらを回収するためのガス料金改定を控えているため、やむを得ない状況と判断しております。

なお、審査意見として、さきの本会議に報告したように、今後の需要拡大に努めていただきたいということを申し述べております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、企業管理者。

企業管理者（佐々木勝利君） 佐々木議員にお答えをいたします。

今回の純損失の要因としましては、事業会計収益費用明細書に記載のとおり、熱量変更事業に伴う開発費償却としての費用が3,472万8,000円、合併と熱量変更事業完了に伴い不用となりましたガス施設の廃止による除却費は5,572万7,000円、また、既存の施設及び新設の施設の減価償却費が6,188万1,000円など、現金支出の伴わない費用の増加により発生いたしております。5,500万円相当の除却費は18年度のみが発生であります。熱量変更事業の開発費償却としまして、19年度から22年度まで毎年1億3,110万4,000円、23年度に9,656万8,000円の償却が見込まれており、今後5年間の赤字を余儀なくされている状況下にあります。

民間のガス会社であれば、事業実施年の5年前に開発費を見込んだ料金改定が認められておりますけれども、公営企業においては、現在は認められるようになりましたが、当時は認められておらず、熱変事業が終了後、速やかにガス料金を改定しなさいという国の指導のもとでありました。

市長の市政報告にもありましたが、現在、それらを回収すべくガス料金改定に取り組んでおりますが、熱量変更事業の開発費には総額11億3,539万1,000円という莫大な費用がかかり、合併時には、旧町単位のものも除却してきておりますけれども、新市になって発生したものが6億7,841万4,000円があります。国の指導のもと、相当な覚悟を持って熱変事業を実施したわけですが、いざ料金改定率を算定してみますと、市民生活にかなりの影響を及ぼす率となるため、現在、自主回収努力目標を設けまして、熱変事業費用の一部を料金に転嫁しないよう、改定率を低く抑える方向に向かっております。

今後のガス事業運営の見通しでございますが、18年度は例年のない暖冬の影響もあり、軒並み減量・減収となってまいりましたが、天候にもかなり左右される要素もございますが、昨今の新聞紙上でも、ことしの冬は厳寒という記事も載っております。また、温暖化対策への取り組みや油代の価格の高騰なども重なり、企業の燃料転換にかかわる新規需要も見込まれており、楽観視はしてはおりませんが、明るい兆しも見え始めているところであります。

先ほどの監査委員の意見にもありますように、熱量の高カロリー化が実現されましたので、そのメリットを最大限に発揮しまして、新たなクリーンなエネルギーとして快適な暮らしを提案して、今後ともさらに営業にも力を入れ、需要拡大に傾注してまいる所存でございます。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 料金改定の話が出ました。段取りとしてはどのようになるのかということ、それも含めてなおかつ5年間の赤字が見込まれると、そういうような理解でよろしいのかどうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、企業管理者。

企業管理者（佐々木勝利君） 料金改定の段取りは、さきの市長の施政方針のときにも言いましたけれども、9月3日に申請しまして、9月5日、6日、7日の3日間、国のほうから3名の方が特別監査に来られまして帰っていらっしゃいますけれども、10月の半ばまで本申請を出しまして、12月の議会に皆さんに出したいと思っておりますけれども、その前に説明を申し上げたいと思っております。今のところ1月1日から改定になる予定になると思います。

熱量変更にかかわる償却ですが、これは5年と決まっております、普通であれば13年とか、いろいろ長いんですけれども、これだけは5年で回収しなさいということになっておりまして、今年度予算、19年度予算も皆さんから承認していただきましたけれども、2億2,139万円の赤字予算を組んでおるところでございますが、その2億ぐらいずっと続くのかと申しますと、今のところちょっとまだあれですが、ですけれども、1億から2億ぐらいの赤字は続いていくものと思います。ただ、これは償却が主でございますので、現金は伴わない赤字でございます。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 今の熱変の5年間の償却、赤字の償却と、それから、ちょっとその辺がよく、私なりに混同しているんですが、いわゆる一般の赤字、営業上の赤字とは違うというふうにも受け取られ、そういうことではないんですか。ちょっとその辺。

議長（竹内睦夫君） 答弁、企業管理者。

企業管理者（佐々木勝利君） 熱変による赤字ということではありませんけれども、熱変にかかった費用を、普通の償却であればまだ長いんですけれども、それだけは5年で償却しなさいということでございます。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） その熱変の償却と、いわゆるおっしゃっていた赤字というのは、それは別個の問題だということなのかということ。同じことを言っているのかということなんですが。

議長（竹内睦夫君） 答弁、企業管理者。

企業管理者（佐々木勝利君） 除却、償却いろいろ熱変に費用がかかりましたので、熱変ばかりではございませんけれども、その償却が多くなったために決算上はどうしても赤字になります。

議長（竹内睦夫君） これで22番佐々木正己議員の質疑を終わります。

次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） ガス事業の決算についてお伺いいたします。決算の関係の説明資料、出ております。経営比率、財務比率両方ありますけれども、この経営比率の供給原価、それから供給単価、これについてお伺いしたいと思います。この資料によりますと、供給原価、平成18年度208円。それに対して供給単価、これが146円とこういうふうにあります。一方、水道事業を見ても、水道事業の場合は、原価が95円90銭、これに対して供給単価が98円70銭、こういうふうな形になっているようでございます。この供給原価と供給単価に、こういうふうな大きな差異があるのはどういう理由によるものかということをお知らせください。

それから、料金改定、赤字の関係はさきの議員の質問でもありましたので了解しますけれども、

国と協議する段階で、公営企業運営審議会、これを開催云々、これは市政報告にあります。この中では主にどのようなことが話し合われたのか。

以上2点お伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それではお答えいたします。

供給原価につきましては、ガスの供給に要した費用を年間のガス販売量で割ったもので、単価はガスの売上収益をガスの販売量で割ったものであります。どちらも分母は変わらず、似ておりますけれども、割られるほうの分子の内容に大きな違いがあります。18年度では、先ほど管理者からも答弁ありましたとおり、18年度のみに発生した、不用になったガス施設の廃止に伴う除却費用5,500万円ほど、また、熱量変更事業に伴う開発費償却が3,400万円、原価除却費が6,100万円など、これなどの費用が供給原価の分子の部分に加えております。このように、ガスの供給に要した費用が大きく膨らんだことにより供給原価の単価が高くなっているものでございます。

これら2つの指標を見ますと、ガスの供給に要する費用が高く、ガスの売上収益が追いついていけないという状況がおわかりになるかと思えます。これが純損失をあらわす費用と言えるものでございます。本来、供給原価を上回る供給単価であれば何ら問題もないわけでございますけれども、18年度では先ほど述べた要因が加わり、このような厳しい経営状態となっているものでございます。

2つ目の御質問ですが、にかほ市公営企業運営審議会につきましては、審議会条例に基づき市長の諮問に応じて開催されております。各界の代表10人の委員を選任いたしまして、8月17日から29日まで3回にわたり開催しております。話し合われた内容としては、こちら側からの説明といたしましては、ガス事業の現状と今後の見込み、現状の料金制度の仕組み、また、3地区の料金の比較、料金統一の構想、熱量変更事業について、料金改定の理由などを示して、これらについて御審議をいただきました。

委員の方々からの質問といたしましては、19年度は赤字を予算化しているようですが、当初から赤字の予算を組んでいるのかというふうな御質問でございます。ガスの売り上げよりガスの供給に要する費用が大幅に膨らんでいる原因は何なのかと。料金の統一だけでも地域格差が生じてくる。そこで料金改定の値上げとなると、地区によっては改定率が大きくなる。それをどう説明していくのかなど多岐にわたった質問が出されております。

また、主な意見といたしましては、「現在の経営状況を見ると値上げも仕方がない」「家計的に見ても現在のガス料金並びに水道料金はとても安くなっていると思う」「象潟地区については前回は料金を上げていないため改定率が大きいので、各層の上げ幅に差が出ないように改定してほしい」「ガス料金だけではなく他にも言えることだと思うが、料金を改定すべきときにきちんと料金を上げて、大幅な値上げにならないようにしていかなければならないのではないか」「値上げはやむを得ないと思いますが、一般市民は合併して上がったと思ってしまうと思う。できるならば上げ幅を少なくして経営を維持できるようにしていただきたい」「熱変事業は旧町単位でもそれぞれかなり大きく影響し、象潟地区のほうは逆に合併したためにこれまで低く抑えられた面があり、これ

も合併効果だと言えるのではないか」などの意見をいただいております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） この供給原価と供給単価、これについてもう一度お伺いしたいと思えます。

理解の仕方なんです、通常といいますか、特別な設備投資、そういった大きなものがない場合は供給原価、あるいは供給単価、こういったものは非常に近づいているといいますか、そういうのが望ましいのだという理解でいいのでしょうか。

それから、もう一つは、年度の途中で料金値上げに関係なく、どうしてもやっぱり設備投資しなければならぬと。つまり供給原価の上がってくる要因といいますか、そういうものが途中で出てきたりした場合はこういうふうな大きな開きが出るのもやむを得ないのだと、こういうふうな理解でいいのでしょうか。通常はやっぱり接近しているのが非常に望ましいという、そのぐらいの単純な理解でいいんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 今の単価と原価の関係であれば、本当、望ましい姿としてはやっぱり原価のほうが安く抑えられるというほうが望ましい姿と考えております。そうあってほしいというふうに願っておるものでございます。

また、途中のほうの工事が入ったからということについては、この決算上であらわしておりますものであれば、この費用のほうにそんなに工事の費用というものは直接は絡んできません。ただ、その支払利息等こういうものは発生した時点、当年度ではなくて翌年度からのほうには影響は出てくるというふうなものでございます。

【4 番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 14 ページですが、需要家戸数が 120 戸減、それから販売量が 6.8%減、ガス売上収益が 6.3%減と報告されています。そして、「早期のガス料金改定を望んでいます」と。高カロリーになった熱量変更後の 11 月から需要家のガス料金の变化、1 軒当たりですね、高くなったのか低くなったのか。

私、自分のうちのものを見てみたんですよ。そうすると、11 月以前は、17 年度のやつを見てみているんですけども、例えば 12 立方とか、あるいは 13 立方使って千ちょこちょこと。で、11 月以降は 6 立方とか 7 立方使って 1,200 円とか 1,300 円と、こういう状況になっているわけです。したがって、この立方が、販売量が少なくなるというのは、これは熱量変更したから 11 月以降については当たり前だろうと、そういうふうに思うんですが、そういうことについてどういう分析をしているのか伺いたいと思います。

それから、18 年度の経常収支比率、営業収支比率について、73.8%、75.9%といわゆる赤字になっている。この数字上はわかりますけれども、18 年度四半期と 19 年度四半期を比較する作業を行っていたのかどうか伺います。

それから、21 ページ、器具販売収益についてです。熱量変更に伴って最終的な部品交換件数と

金額、それから使用できないとして販売した件数と金額について伺います。

さらに、使用できないとして器具を販売したもので代金の未納になっているものがもしありましたら、件数と金額について伺いたいと思います。この点については監査の決算審査意見との関連がありますから、その点も含めて伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、初めに、熱変後の料金変化の分析についてであります。御承知のとおり、熱変作業は平成 18 年 9 月 11 日から 11 月 23 日までに仁賀保地区、金浦地区、象潟地区の順に作業を進めてまいりました。

カロリー変化に伴うガス料金のスライドにつきましては、平成 18 年 6 月 28 日に東北経済産業局に特別供給条件認可申請書を提出し、7 月 13 日に認可を受け、熱量変更前の料金の熱量変更後の熱量に換算 — カロリー換算でございますけれども — 換算したもので、仁賀保地区が 9 月 12 日から、金浦地区が 10 月 9 日から、象潟地区が 10 月 24 日からそれぞれ熱変作業の終了した御家庭から順に適用してまいりました。したがって、高カロリーになったとしても、お客様の料金については、供給カロリーに即応したものを使用しているだけで、実質的には何も変わらない、変わっておらないというふうに考えております。強いて言うならば、カロリーが高くなった分、使用量が減っているということで、新旧カロリー掛ける使用量は一定ということが言えます。

次に、経常収支比率と営業収支比率について、18 年四半期と 19 年四半期の比較ができるかということでございますけれども、単純なる比較だけであればできます。一応 18 年 4 月から 6 月までと、19 年 4 月から 6 月までについて試算をしております。経常収支比率は 18 年が 128.0、19 年が 107.4、営業収支比率は 18 年が 127.9、19 年が 104.2 となります。しかし、これらの比率には費用が大きく影響いたします。減価償却、事業開発費、除却費、起債償還利息等は大半が年度末に発生いたします。先ほど申し上げました 6 月までの比率にはこれらの費用は含まれません。したがって、余り参考にはならないのではないかなと私も考えております。資料として使用するには 1 年間で計算するべきではないかなと考えておるところでございます。

器具販売収益でございます。熱量変更期間中に器具調整として部品交換を行ったものは 1 万 7,833 台となっております。これに伴う事業費は、平成 15 年度からの総額で 11 億 3,500 万円ほどとなっております。また、18 年 4 月から 11 月まで、これはお客様の要望により販売した器具台数でございますけれども、770 件でございます。金額で 3,378 万 2,000 円ほどとなっております。このうちまだ代金が未納になっているものは、今の 8 月末現在で 15 件、54 万 4,000 円ほどでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 1 点目の 18 年度の四半期と 19 年度の四半期、短期では比較にならないと、1 年間でしなれば、トータル的にかかった費用とかそういうものを入れなければいけないと。そうすると、今の料金改定の関係からいうと、そういうものをどのくらい見るか。今の場合だと、経常収支比率についても、あるいは営業収支比率についても 100% 以上になるわけですね、まあ短期にした場合は。そうすると、この費用を入れた場合の推定というか、そういうものは出しているん

ですか。それが1つであります。

それから、先ほど、販売量は減になるのは当たり前だと思うということで私は言いました。というのは、熱量が、例えば今まで4,600ですか、象潟の場合です、4,600が1万1,000になったわけですから、2倍以上になっているわけですから、例えば1つの鍋で同じものを炊くにしても短時間にできるということになりますから、販売量というのは少なくなるだろうと。これは当たり前だと思うんですよ。したがって、それに比例して売り上げがどうなのかと。先ほど大体変わらないという話でしたけれども、前とやっぱり若干、少ない使用をしている家庭では高くなっていくことは初めからわかっている話、私のうちは1,070円ぐらいのが1,280円とか1,300円ぐらいになっているわけですから。そういうものをトータルした場合の将来的な料金のあり方というのが検討されているんだと思うんですけれども、その辺わかりやすくお客様に対して説明する必要があるのではないかと、こういうことについてどうでしょうか。

それから、器具販売収益の点について伺いました。で、お客様の求めに応じて770件の3,378万2,000円という話でしたが、その点についてと、それから、770件のうち15件の54万4,000円はまだ売掛金になっているという話でしたが、その点について、お客様から、ほかのほうとのいわゆる、これ何回も話出ているんですけれども、不公平だとかそういうもので15件の54万4,000円というものには入っていないんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） まず、料金改定に伴う今の原価の求め方でございますけれども、基本的に考え方が違っておまして、このような方式で料金改定に向かうという考え方ではございません。法律のほうで、こちらのほうは総原価方式というふうなことで、考え方がまた別のものございまして、原価算定期間ということで、1年間の期間を定められまして、その間の原価を計算するというやり方でございます。今回の場合であれば、昨年下半期とことしの上半期、これらが原価算定期間ということで、これらの費用を見て計算を行うというふうなやり方になっているようでございます。そういう方法で算定をしているところでございます。

それから、使用量につきましては、先ほども申し上げましたけれども、基本的な考え方は、まず少量であっても変わらないというのが原則でございます。これは熱量変更行ってきた、前の事業者、いろいろ、にかほ市だけではございません、他の事業者からも聞いてみたけれども、変化はないよという、そういうものが前提となって、したがって、経済産業省のほうでも料金スライドという考え方で認可を行っているものでございまして、上がる下がるというふうな考え方は持っていないということでございます。

それから、器具の件でございますけれども、前にも何回か出ております。残念ながら、そういう方もこの中には含まれております。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） いや、ですから、熱量変更に伴って、いわゆる販売量は少なくなるのが当たり前だろうと。したがって、ここで言うところの販売量は、去年よりも何々地区は幾ら減、何々地区は幾ら減というふうに書いていますけれども、単純比較はできないわけですね。10立方使っ

ていた家が、今、6立方とか5立方で間に合っている、同じような煮炊きをして、あるいはふるを使っても。そういうことですから、ここに使用量は減っていますよと、そういう単純比較はできないだろうということを私言いたかったんですよ。したがって、量は少なくなるけれども、料金については若干値上げになっているんですよと、そういう現実間違いはないと思うんです。私もずっと17年度からの領収証ずっと見てきているわけですから。それが1つです。

それから、もう一つは、今言われた、不公平ですと、器具の取りかえ、あるいは販売の仕方について、そういうことで払わないよ、払えないよというものもやっぱりあるわけですね。それについて、この15件の中にどのくらいあるかわかりませんが、これからの方針というか、理解をしてもらおうとか、そういうことについてどういうお考えですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 今回の決算上の比較でございます。これは、今の13Aガスに換算したもので行っておりますので、旧ガスとの比較ということでなくて、旧ガスを今のものにカロリー換算を行いまして対比してございますので、生の数字というふうな考え方でございます。

それから、器具の未払いの分でございますけれども、今後も粘り強くお願いをして、理解を求めていくという方針でいきたいというふうに考えております。以上です。

【16番（竹内賢君）「あといいです、3回ですから」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、13番菊地衛議員。

13番（菊地衛君） 供給単価の原価については、前段で同僚議員が言われていましたので、省略いたします。

ただ、その改善の見込みということですが、今、料金改定に入っているということですが、単純に計算しますと、その供給単価、原価の差が62.3円あるわけですから、立方当たりその62.3円以上上がれば、効率というか収入がよくなるというふうに計算できそうな気がするんですが、まあそういう単純なものでもないんでしょうけれども、そこら辺ちょっと仕組みを教えていただきたいと思います。

あと、さきに出してあります昨年度いただいた資料と今年度いただいた資料の指数が若干違うんです。その要因についてお知らせいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、初めに、資料の違いでございます。昨年配付いたしました資料は、にかほ市としての決算に伴う対比の資料でありましたので、にかほ市になってから、合併後の半期、10月以降の数字を採用したものでございます。今回は18年度通年の決算ということでございまして、17年度につきましても旧3町の分を決算ベースで洗い直しまして、これらを加えて作成したため、前回の資料とは若干違ってきているものでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、今後の改善の見込みでございますけれども、先ほどの管理者のほうの答弁にもございましたように、かなり厳しい状況でございます。料金改定につきましても、これらを一気に回収するというのは非常に難しいというふうに考えておりますので、新たなお客様を確保するなどの経営

努力をしながら、改善に向かっていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 85 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 85 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 86 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。13 番菊地衛議員。

13 番（菊地衛君） 配付された資料の数値の違いについては、先ほどの議案第 85 号で説明を受けたものと同様と理解いたします。

ここでも、いわゆる供給原価、供給単価の差異の質問をさせていただきますけれども、昨年度配付の資料では、17 年度分の供給単価と供給原価の差が 10.3 円でしたが、今回配付の資料では 9 円に訂正になっております。さらに、平成 18 年度分は 2.8 円とかなり下回っております。健全経営を目指すためにはこの差が大きければ大きいほどよいわけではありますが、公営企業の観点から、法外な利潤の追求も望めないとは思いますが、ガス事業と並行して経営しているわけですが、目標値や適正値を、この差異ですね、どう考えているのかお伺いいたします。

また、石綿管については、大分前、当時の厚生省の通達で全面廃止に向けた取り組みが旧町時代から行われてきたわけですが、今決算でどの程度更新されたのか。いわゆるアスベストは空中に散布することによって、肺などの人体に重大な疾患を及ぼすと言われておりますけれども、水道管については直ちに人体に影響あるものではないとされております。実際のところ健康被害の報告も耳にはしていないわけではありますが、国の指針、あるいは疑わしいものは早急な撤去が必要なわけですから、にかほ市全体であと何年ぐらいで全廃されるのか、伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 指標の違いにつきましては先ほど申し上げましたとおりでございます。できるだけ単価のほうが高ければ、原価よりも高ければ非常に理想的な数字でございます。昨年資料の中でございますけれども、若干本年度と差がありますけれども、17 年度ですけれども、合併に伴いまして、旧町の水道事業の料金の徴収体系が若干違っておりました。昨年の決算でも申し上げましたけれども、象潟地区のみ 1 ヶ月おくれで計算していたという関係で、旧町単位ではそのまま締めておりますけれども、にかほ市になりましてから 1 ヶ月分余計に決算の関係で締めているというふうな関連がございます。したがって、費用は変わりませんが、収入、それに使用量というものは象潟地区の分のみ 1 ヶ月分余計に算定されております。そういった関係で、旧町のもは指標としても 17 年度分については若干高くなっているというものでございまして、実質の指標としては本年度出ました 18 年度のもが一番新しい適正な数字というふうに考えているところでございます。先ほどのお尋ねのとおり差があれば大変いいわけなんでございますけれども、水道事業も合併協定に基づきまして、今年度、料金改定を行うということもございまして、今後も経営努力を行いながら健全経営を目指して努力していきたいというふうに考えております。

それから、石綿管でございます。石綿管の更新につきましては、下水道事業とあわせて、これまで更新をしてきた、それに石綿セメント管更新事業ということで補助事業も採用しながら順次進めてきているところでございますけれども、まだ 18 年度末現在で、およそ 28 キロほど残ります。多いのは象潟地区で 24 キロというふうに大きく残ることになります。これは、今、補助事業、あるいは公共事業というふうなことで進めておりますけれども、これだけの延長ですので、かなり費用もかさんでおります。したがって、何年というものは非常に厳しいところがあるんですけども、できるだけ早く解消していきたいというふうに考えているところでございまして、費用の許す限り早目にいきたいということでございます。また、今採用しています石綿管更新事業の補助事業も今のところ 23 年で終わりというふうな状況下にありますので、その辺のところも踏まえながら、財政状況とあわせながら、できるだけ速やかに交換をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 13 番菊地衛議員。

13 番（菊地衛君） その供給単価、供給原価の適正值というのは、私もよくわかりませんが、いずれ旧町時代はおおむね 10 円、多いときで 12～13 円ぐらいはあったような気がするんですけども、それでなくても全国的にはここは水道料金はそんなに高いほうじゃないということで、料金改定に向けてということですので、そこら辺の適正值をどう考えているのか。

また、石綿管については、年次計画がたしかあったはずで、何キロずつ、そんなに長い距離じゃなかったと思うんですけども、それを計算すればおおむね何年後ぐらいという数値が出てくるかと思うんですけども、なるべく早い撤去をとら答弁いただいていますけれども、今の計画ではおおむね何年ぐらいという数値が出るかと思うんですけども、そこら辺をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 指標の適正值ということでございますけれども、申しわけございませんけれども、私もそこまでは詳しく勉強していないというところで、何円の差があれば適正なのかということはちょっと、申しわけありませんけれども、公営企業法の考え方からいくと、そんなに大きくもうけてはならないというふうなこともありますので、事業に影響を与えない程度にプラスであればいいというふうには思っているところでございます。

また、石綿管の更新でございますけれども、昨年の実施計画の段階では、将来計画まで 15 年というふうな長い期間がかかる見込みになっております。2 キロずつ 30 キロやっていけば 15 年かかるだろうというふうな単純計算でございますけれども、少しでも早くやっていくためには、残り少ない補助事業をどれだけ前倒ししてやっていくとか、そういうふうなことも含めながら早目に行っていきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 86 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 86 号の質疑を終わります。

次に、議案第 87 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）の質疑を行います。初めに、18 番斎藤修市議員。

18番（斎藤修市君） 一般会計の補正予算（第5号）ですが、36ページ、8款土木費の3項の河川費であります。河川維持改良費において、鳥森川護岸整備工事、これは当初予算50万円でありましたけれども、今回の補正で150万円を補正するというので、総額200万円ということで見ているのかということ、1つ。

それから、2番目には、8月21日、22日の浸水、冠水、これは鳥森川の周辺でございます。どのくらい被害があったのかなど。これに関しては、別途予算化するんですかと。それから、鳥森川以外の河川についてはどのように計画されているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、4項の都市計画費でございます。都市計画総務費において、当初予算5億9,206万7,000円。で、6月の補正で1,300万円ちょっとの補正をしておりますが、今回の補正では逆にマイナスの3,000万円と。わずか3ヵ月の間に盛ったり引いたりというような答えになっていますが、この中で、先回、議案の説明ございまして、都市計画図作成委託料の850万円、これが要らなくなると。この理由は何かといいますと、航空写真料というふうに聞いておりました、前回の6月の予算のときですかね。で、今回、航空写真、これは県から借りるということで要らなくなったんだという説明がございました。それはそれで結構なことだと思うんですが、今後もこれは不要なのかどうか。ずっと借りっ放しでいいのかということをお伺いしたい。

それから、41ページ、10款の教育費でございます。3項4目象潟中学校建替事業費、18節の備品購入費。先ほどの決算でもいろいろ御質問をさせていただきましたが、18年度の決算においては約440万円の、これも備品購入費ですね。で、今回の9月の定例会で6,500万円の補正をしていると。これも備品ということでございます。18年度の購入品目、それから19年度は何を買うのかということをお伺いしたい。

それから、3項5目の仁賀保中学校建替事業費についてでございますが、これも今、準備期間というようなことで細かい数字はわからないと思いますが、大体総額でどのくらいを予定されてますかと。もし国・県の補助金が成立するとしたら完成予定はいつごろになるんですかということをお伺いしたい。

それから、44ページ、11款災害復旧費でございます。これは8月21、22日で被害に遭われた方々に対しては非常に大変だったろうというふうに思うわけでございます。それで、1項の公共土木施設災害復旧費、15節の災害復旧工事930万円、この内訳、どんなものがどんなところで何ヶ所くらいあったのか。それから、2項の農業用施設災害復旧費、補正額として500万円、どんな施設なのかと。で、15節の土木施設では、重機借上げと工事請負費というのは別に項目を挙げて予算化しておりますが、この農業用施設に関しては一緒になっていると。それでいいのでしょうか。

そういうことで、総合的にこの災害復旧に関して、8月29日の全員協議会では、豪雨の総被害が、このときは2億3,400数万とありましたけれども、市長の市政報告の中では2億5,800万円、こういう数字でございました。これ全体的に今回の補正予算の中で、この災害復旧費というのはどのような形で盛られているのか、それをちょっとお伺いしたい。全体的に、項目別にはここに幾ら、あそこに幾らというふうな形で、勘定項目の中に挙げられているようではございますけれども、それでは災害復旧にトータルでどういう形で復旧費を考えておられるか、ちょっと全体像が見えないという

ことで、できれば一覧表かなんかのような形でしてもらえれば、すごくわかりやすかったのかなというふうに考えていますが、この予算を組んだときと実際に災害が発生したときの時間差というのがございますので、必ずしも一致しないと思いますが、その辺をちょっとお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、初めに、建設部長。

建設部長（金子則之君） 初めに、36 ページの河川維持改良費の鳥森川護岸整備工事についてですが、当初予算の 50 万円については、国道を横断した東側の鳥森川左岸の箇所が通学路と並行していることから、転落防護さくを設置するための工事費です。また、今回の補正については、下流部の住宅地域が、これからの季節、高波が発生するたびに海水が遡上し、越水による道路冠水のほか住宅への被害も見られたことから、河口付近の鳥森橋から上流 100 メートルぐらいの区間を 30 センチから 40 センチ、平均 35 センチメートルのかさ上げ工事を行うもので、年内の冬季波浪時期前に完成をさせたいと思っております。

2 点目の鳥森川周辺の浸水、冠水がどのくらいで、対策は別途予算化するのかとのことですが、鈴地区においては、最も低いところで海拔 1.2 メートル、地区全体が 2 メートル以下という住宅立地条件下にあることから、もともと汚水排水が円滑にできない環境にあると考えます。加えて、上流域の十数本の農業排水が当該地区内の鳥森川を含め 4 本の水路に集約され、海に出ていくわけですが、当日は、いずれの水路も排水能力を大幅に超えたことから、広範囲な冠水被害が発生しております。冠水域は、鈴地区の前谷地、深谷地地区においては、道路を含め約 4.5 ヘクタールが冠水しました。このことにより住宅 1 棟が床下浸水、車庫などの非住家が 39 棟浸水しております。対策といたしましては、勾配不足に加え、断面不足の側溝が住宅地区内に入り組んでいる状況から、抜本的な排水路の整備が必要と思われれます。対策方法の 1 つとしては、断面の大きな排水路を新設することなどを考慮しながら、今後整備計画を立ててまいりたいと思っております。

3 点目の鳥森川以外の河川についてはどのように計画しているかとのことですが、にかほ市管理の河川は、準用河川が 19 本、普通河川が 13 本の 32 本ありますが、護岸崩落から裏込めの流出、河床の洗掘や砂れきの堆積といった被害が 14 本の河川で 25 カ所あります。今後の復旧については、災害復旧事業として 10 カ所、市単独事業としては 15 カ所あり、災害査定後に 一 災害査定は 9 月の下旬と 10 月ありますけれども、災害査定後に新たな補正予算をお願いし、今年度中の復旧を行いたいと考えております。

同じく 36 ページの都市計画総務費の 13 節都市計画図作成業務委託料の減額です。平成 19 年度、20 年度の 2 ヶ年計画で、全市の管内図及び都市計画図面作成のため、今年度分としては航空撮影予算の 850 万円を承認していただいておりますが、秋田県が防災関係地図作成のために、にかほ市全域を対象とした同様の航空写真を計画していることがわかりました。この航空撮影について県と交渉した結果、県の撮影したデータを借りることが可能となりましたので、減額するものであります。これから県が撮影しますと、データを借りて、来年度においてはまた予算をお願いしますが、図面等を作成することとしております。データについてはお借りしますが、またお返しするというふうなことであります。

44 ページの 11 款 15 節災害復旧工事費 930 万円の内訳と箇所数ですが、災害発生のおきから応

急処置については予備費において対応をさせていただいております。当該工事費の930万円については8月24日時点で把握した被害箇所の復旧工事の中で市単独事業と思われるものについての工事費で、内訳は、道路側溝が沈下などしたための補修が2件、道路路肩決壊の補修が5件、砂利道などが洗掘されたための補修が3件、排水路が2件の12件であります。

それから、農業用施設災害は産業部のほうで説明いたしますけれども、8月29日の全員協議会での被害報告から今回の補正予算との関連とのことでありますが、8月28日現在における被害総額のうち道路関係の被害が土砂崩れ、路肩崩壊など35件発生し、被害が4,300万円となっております。河川についてははらん、護岸決壊などが17件で、被害額が5,130万円と報告しております。

44ページの補正予算の公共土木施設災害復旧費の工事請負費930万円は、先ほども申し上げましたように、8月24日現在に把握した被害箇所のうち、市単独事業で復旧しなければならない箇所にかかる概算復旧を計上したものであります。24日以降、新たに把握・調査した被害箇所の復旧費や、10月下旬に確定する国の災害査定、災害復旧事業を含めて、今後、補正予算の計上をお願いすることとなりますので、よろしく申し上げます。

それで、現在において把握しておる被害でありますけれども、全体で建設関係は、河川、道路、地すべりとありまして、99件で、1億1,400万円の概算になっております。そのうちの災害復旧費が、国の災害復旧が16件の7,880万円で、市単独事業としての災害復旧は現在のところ3,560万円ぐらいというふうになっておりまして、この差額については今後国の査定から外れる分もありますので、その辺のところ、また今後お願いしたいというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） この45ページの農業用施設災害復旧費500万円の施設ということですが、この農業用施設災害復旧費は特定の施設を指しているものではありませんで、各地で被害を受けた水路、農道、農地の復旧のための重機借上げ料であります。さきの災害で緊急かつ二次災害が想定される災害は速急に予備費で対応しておりますけれども、それ以外の災害で、災害査定後にいずれは応急的な対応が必要な場所、それとか被災者との協議、きのうから今日とあしたの3日間、現在、説明会をやっておりますけれども、その中で被災者と協議をして、市として応急的な対応を必要とする場所、このところに向けるための農業用施設災害復旧費の重機借上げ料であります。

次に、の土木施設では、重機借上げと工事費ということですが、農業関係の場合は、土木災害と違いまして、災害復旧工事は受益者負担が伴うこととなります。それで、今回の補正予算に工事請負費を計上することはその関係でできなかつたわけであります。基本的には、被災者に有利な国の災害復旧事業により復旧工事を実施したいと考えておりますけれども、今後の担当課での作業を申し上げますと、説明会等により被災者の同意を得た上で、その後、今度は国の災害査定を受け、その後の時点で被災者と協議を調えますので、まあ分担金のこともあります、そういうことで、その後で工事請負費を計上させていただきたいと考えているところであります。

それから、下の丸印のところがありますけれども、豪雨被害額、全員協議会で報告しております

が、合計が2億3,403万6,000円のうち、農地と農業施設につきましては9,950万円でありました。そういうことで、この予算につきましては、この補正予算と前回報告した数字とは関連するものであります。なお、全員協議会以降の災害報告等入ってきておりまして確認しておりますが、9月12日現在の農地と農業施設分の被害額が112件となっております。金額にして1億4,490万円であります。ですから、全員協議会のときに報告した以降、4,540万円ほどふえているという状況であります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、10款関係の答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、41ページの10款教育費についてお答えいたします。

まず初めに、18年度備品品目ということでございましたが、この備品につきましては、既に完成しております体育館用の備品品目でございます。主なものは、折りたたみいすが350脚、会議用テーブル12台、会議用いす24脚、それからステージ用の演台、バレーボール支柱などが主なものでございます。

19年度の備品品目は、現在工事行われております新校舎用の備品品目でございます。職員室用の袖机、いす、会議テーブル、会議用のいす、図書室の書架、それから特別教室の机、実験台など237品目となっております。

なお、再利用できる備品等につきましては、学校と協議の上で使用することとしております。

それから、仁賀保中学校の計画でございますけれども、現在、20年度の国の採択に向けまして準備を進めておりますけれども、事業費、さきの臨時議会でも説明しておりますけれども、事業費は約26億円ということで、22年度の完成を目指しております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 18番斎藤修市議員。

18番（斎藤修市君） 大体、説明でわかりました。先ほどの午前中のいろいろな費用の問題等々含めまして、お金にかかわるいろいろな諸問題、これに関してはやはり慎重を期していかなければいけないなというふうに、これは我々議員としてもそういうふうに責任を感じているところでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと。

。

議長（竹内睦夫君） 各議員の皆さんに申し上げますけれども、今、質疑ですので、自己の思いや意見等はいれないように注意しながら質疑、発言してください。

【18番（斎藤修市君）「はい、わかりました」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 1点は、商工振興費の企業立地コーディネーター業務委託101万5,000円がありますが、一般質問のやりとりの中でも出てきました。質問の前に、表題の中身をちょっと説明したかと思うんですが、聞き漏らしたので、企業立地コーディネーターとはいかなる仕事をするとというふうに理解すればいいのか、それをまずお聞かせください。

ということで、2名という説明でしたが、どういう方を予定しているのか。それから、月10日ぐらい出勤をお願いしたいというようなことをたしか説明されたようですが、その辺の中身について伺いたいと思います。

もう1点は、35ページの道路橋梁維持費、唐戸大橋補修設計委託料270万円ですが、この場所を教えていただきたいのと、補修のみの委託料なのか、将来的にかけかえを視野に入れているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 最初に、コーディネーターとはどういう仕事かということでありましてけれども、まだうちのほうでもコーディネーターの仕事ということではっきり契約しているわけでもございませんし、うちのほうで希望している業務の内容というのを御説明申し上げますと、まず企業誘致に係る立地動向の把握、情報活動に関する活動、それから、県内外での情報収集のための企業訪問、市内企業への情報提供・助言、関係機関との仲介業務、それから、市内企業の宣伝、販路拡大、受発注に係るマッチング業務等をやりたいということでありまして、そういうことで、これが委託先の仕事ということになりますけれども、コーディネーターの業務委託としては、市内在住の方で、企業活動を経験し、企業立地の知識、人脈が豊富な市内企業のOBで、市の工業振興に理解と意欲ある方と委託契約をしたいと考えているところであります。10日程度の出勤内容につきましては、机に座っているというよりも、企業訪問等を含めて回っていただく活動をしていただきたいというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 35ページの道路橋梁維持費の13節の唐戸大橋補修設計委託料の270万円は補修のみで、かけかえが前提でないのかとの質問であります。市道海岸線の唐戸大橋は昭和56年の9月に建設し、26年を経過し、コンクリート橋で、海岸から10メートル、海面から5.5メートルという、海水を受ける箇所へ設置されております。このことから、橋の上下部に目視でも確認できるひび割れ、剥離、鉄筋の露出等があり、早期に詳細設計を行う必要があると判断し、予算計上をしたところであります。老朽を理由にかけかえる方法も選択肢にはあるわけですが、海岸線は漁港や海水浴場から道の駅や国道を結ぶ幹線道路として地域経済への重要な役割を担う路線でもあります。このことから、かけかえによる長期の通行どめは極力避けたいと思っておりますが、安全性を第一に考えていかなければなりません。そのため、現在の老朽度合いを詳細に調査し、補強することで橋の寿命を延ばすことと、かけかえを行うことの経済比較検討や、補修に必要な設計を行うものであります。かけかえを前提とする業務委託ではないので、御理解を願いたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） コーディネーターについてお尋ねいたします。

今の説明ですと、大変なボリュームのある、責任ある仕事をお願いしようということのようですが、聞けば、市の職員がやるべきようなことをお願いするというように聞こえるんです。大変、对企业に行ったりして、権限のある方でないと — 権限というか、要するに交渉したり、いろいろ具体的なお話が出た場合に、市の職員でない方がどこまで責任を持って話を進めるのか、あるいは取りまとめたり情報を収集するのか。今のお話ですと、安い割には大変なことをお願いするように聞こえるんですが、そういった、今、部長がもろもろおっしゃったようなことを全部お願いするんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） これ、今話したのは、こういう仕事をやっていただきたいということで、当然契約関係になりますので、これはちょっと無理だとかというようなこともあろうかと思えますけれども、ただ、市の職員が、これまでいろいろ市内の企業へ市の職員が訪問しておりますけれども、なかなか市の職員が行っても相手にされないというところがあるわけです。というのは、市の職員が行っても、その商品の名前がわからない、企業の内容がわからないというようなところで飛び込んで行っても、なかなか企業では相談にも乗っていただけない。相談に乗っていただけるのは、うちの会社が狭くなったから、どこか工場、空き地がないとか、そういう関係の話はできるわけですが、今つくっておりますにかほ市の工業振興会、これらのこともありますけれども、これらと一緒に、こういう大変な仕事、今挙げたことは大変なボリュームの仕事であることは重々わかってはいますが、ここまで踏み込めなければ企業誘致とか各企業の調整、こういうものは無理なのかなというふうに思っていますし、それなりのキャリアを持っている方はOBでもいらっしやると思います。そういうことで、そのOBの皆さんと協議をしながらいいですか、なかなか来てくれる人も大変かもしれませんけれども、こっこのほうへ踏み込んでいかない限り、現状を打破することはできないのではないかなというふうなことで、今回、補正計上させていただいたわけでありませう。

議長（竹内睦夫君） 次に、22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 心意気やよしなんですが、どういう名刺をつくってお渡ししてお願いするのか、大変その辺もこれから苦慮するところではないかと思うんですよ。で、市の職員でさえも、市の職員という肩書で行っても、今のお話ですとなかなか深いところまで突っ込めないということであれば、なおさらですね、企業立地コーディネーターですと、バイトみたいな囑託みたいなということで、大変 — まあ私の杞憂であればいいんですが、何とかうまくやっていただければなと思うんですけれども、いつまで、これずっと何年もやるというふうにお考えですか、それとも期間限定ですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 今、にかほ市では、今回9月の補正で、この企業コーディネーターということで計上させていただいておりますけれども、この前お話しいたしました秋田県電子・輸送

機関連地域産業活性化事業という中でもこういう事業を、まあこれも協議会の中で承認されて、国の認定を受けることが必要になるかと思いますが、あの事業でも、あそこの協議会に黙って入っていれば、企業進出してきた場合、割り当ててもらえるという状況ではありませんで、あの活性化事業におきましても、それぞれの市がライバル同士で、それこそ頑張っていかなければ何も入っている意味がないというような状況でもあります。そういうことで、うちの市としては、これまでいろいろ職員等でやってきましたけれども、職員でもなかなか入り込めないところは、それなりのキャリアがあって、人脈のある方、こういう人になってもらうことによって、どれだけやれるか、今のところ自信ありませんけれども、やれることをまずやって、企業誘致等、それと市内の企業の活性化、こちらのほうへ結びつけていくように努力していくことしか今のところ方策はないのかなというようなことで、今回このコーディネーターの委託料を計上させていただいたわけです。

期限につきましては、さっき言いました協議会で、国庫補助というのもありますので、その辺の国庫補助もいただけたらなればもっと待遇もよくなりますし、どの辺まで続けていけるのか、今ここで何年と言うわけにもいきませんが、できるだけ、今、現状を見まして、プラスになるようであれば、できるだけそういうものを継続して事業実施していくことによって成果が出るのかなと思っています。ですから、何年とかということは今申し上げることはちょっと無理だと思います。

議長（竹内睦夫君） 22番これでいいですか。

22番（佐々木正己君） 終わります。

議長（竹内睦夫君） 所用のため2時40分まで休憩します。

午後2時25分 休憩

午後2時39分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 3点ばかりお伺いいたします。

最初に、12ページ、歳入でございますけれども、15款学校教育費補助金、その中の学校教育将来構想策定補助金14万円計上されております。歳出に報償費として9万円のついているようでございますが、さきに教育長の説明がちょっとあったように記憶しているんですが、どのような内容なのか、再度お伺いいたします。

次、29ページでございます。歳出の6款農林水産業費でございます。集落営農補助金、これは肥料に関するものでございますが、288万5,000円計上されております。この関連でお伺いいたします。市政報告では、この集落営農の関係、25組織、加入面積にして54.5%という報告がございました。この組織率といいますか、これは一応の目標は達成したという考え方なのかどうか、その認識をお伺いしたいと思います。それから、さらに今後の見通し、これをどういうふう考えてい

るのかということをお伺いいたします。

次、31 ページでございます。7 款の商工費でございます。7 款 1 項 2 目 13 節の委託料 204 万 3,000 円計上されております。設計測量委託ですが、これは私、南部団地というふうに聞いたように理解しているんですが、この内容をお伺いいたしたいと思います。

それから、次の企業立地のコーディネーター関係、それから 11 款の公共土木の災害復旧関係、これはさきの議員からも質問がありまして、答弁もございましたので、これについては割愛したいと思います。

以上 3 点、お願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、12 ページの学校教育費補助金の中の学校教育将来構想策定補助金の内容についてお答えいたします。

今後、少子化が一層進む中で、また、学校も老朽化などが進んでおります。そのような現況を踏まえながら、この学校教育将来構想策定事業は、にかほ市内の小・中学校において、その将来を見据えながら、学校の開校、あるいは閉校や統合、それから併合、あるいはまた通学区の編成などについて協議をしながら、市としての将来のよりよい教育環境の整備を図ろうというものでございますが、これは県の補助事業でございまして、19 年度 1 年限りの事業でございます。この中で、地域の代表者や学校の先生、あるいは P T A の方々、学識経験者の方々に構想策定委員会をお願いいたしまして、その策定委員会の中で、小・中学校の年度別の今後の人数の推移とか、そういうものを調査しながら、その調査結果をもとにした学校の整備の方向性、それから通学区の協議とか、そういうものをいろいろと検討していきながら、将来整備構想を組むわけでございますが、その 9 万円というのはそのメンバーの方々の報償費に充てると、そういうものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 集落営農関係でありますけれども、19 年度スタートの品目横断的経営安定対策への加入に向けまして、市では 18 年度中、延べ 147 回の加入促進説明会を行ってまいりましたが、当初目標の 20 集落営農組織に対し、現在 25 組織の実績で、加入面積の目標が、個人加入と集落営農を合わせた数字でしたが、当初目標が 50%の面積カバー率に対しまして、現在 54.5%の実績であり、現時点ではいずれも当初の目標を上回っていることとなります。

しかしながら、小規模な農家や兼業農家の割合が高いかほ市農業において、組織化による営農体系が担い手育成策の重要課題であると考えております。本年度中の設立を目指している集落も幾つかあることから、今後も組織化に向けて支援を行ってまいりたいと考えております。また、将来の方向性に関する話し合いが未実施の集落についても引き続き話し合いを促すこととしております。さらに、立ち上がった集落営農組織については、現在の組織形態、営農作物、将来の方向性等、それぞれのタイプに応じて、県、市、J A 等の関係機関が役割を明確にしながら、経営を軌道に乗せるために、技術、経営管理両面からサポートする体制をとっております。

次に、南部工業団地の設計測量委託料でありますけれども、この工業団地は昭和 46 年に旧象潟町開発公社が用地買収を行い、翌年に 2 社へ工場用地として売却し、その後、数社の工場等の進出

があり、現在に至っておりますが、これまで排水路の設置はないままの状況でありました。現在、旧秋田ビックストーン跡地へ管内の企業が事業規模拡大のために県の支援を受けながら新工場の建設を進めておりますが、当工業団地の排水処理方法は現在地下浸透であります。このままの方法では、建築確認を得るには非常に高い基準がありまして、厳しい状況にあります。これを契機に、当該新工場の建設と既存事業所の事業活動の利便性を高めるために、150ミリ管で約270メートル、マンホール2カ所、集水ます6カ所の排水路を新設するための設計測量委託料であります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 最初の学校教育の将来構想の策定の関係でございますが、メンバーについて若干お話ありましたが、非常に大きな事業だと思っておりますが、これはあれでしょうか、最終的に将来構想を策定するための一つの地域なり関係者といいますが、そういう方々の御意見を伺うというか、そういうふうなことなのか、全面的にそういった方々のことを強く受けとめていくということなのか、その辺のニュアンスをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、集落営農の関係わかりました。

この南部団地の設計測量の委託ですが、工事費に660万円ございます。これの絡みだとすれば、設計測量委託200万円というのは非常に大きいなと、こういう感じがするんです。この工事に限らず、各種工事に設計測量委託というのはいろいろな場面が出てきます。相当の金額になると思うんですが、これやはりこのぐらいかかるんでしょうね。その点ちょっとお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 私、設計というのはあまり詳しくありませんけれども、以前は、工作物をつくる場所だけの測量で進んでいたという話を聞いていますが、現在は、その土地すべてを測量しまして、登記簿とか地籍簿とかみんな調整しまして、そこのはかったところが間違いのないという面積を算出すると、そういうような話を聞いていますけれども、そういう測量業務価格が170万円ぐらいあります。それに工事費であれば、工事費の何%がまた設計業務というようなことになりますけれども、大きくかかるのがその設計業務の委託ということであります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） この事業でございますが、委員のメンバーは、各地域から3名ぐらいと、各学校から1名の先生方、それからPTAとか学識経験者などを考えているわけなんです。今年度につきましてはまず素案づくりを行いたいと。で、補助事業としては今年度で終わるわけなんです。実際に仁賀保中学校と釜ヶ台中学校の統合という形で進めておりますし、その後の釜ヶ台小学校の問題もございまして。そういうことで、児童生徒数がこれからどんどん変化して少なくなってくるので、引き続きこの素案をもとにした将来構想づくりをまたつくっていきたいというふうに考えております。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 18番齋藤修市議員。

18番（齋藤修市君） ちょっと先ほどの私の質問の中で、3番目の質問は要望的要素が非常に多

くなりまして、答弁もいただいておりますので、質問を撤回いたします。したがって、議事録から削除をお願いします。以上です。

議長（竹内睦夫君） ただいま 18 番齋藤修市議員より、先ほどの再質問の件に関しまして、議事録から抹消というふうな申し出がございました。これをそのように計りたいと思いますけれども、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。それでは、そのようにいたします。

引き続き質疑を行います。次に、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） いずれも皆さんが質問された内容であります。少し視点を変えてお聞きしたいと思います。

1 点目の企業立地コーディネーター業務委託料の関係ですが、説明を聞くと、聞けば聞くほど、本当にこれでそのコーディネーターになった方が働く意欲というか、そういうものが出てくるのかと。その辺について、他の自治体でこういう業務委託がされているのかどうか、されているところを情報として知っていれば、どういう活動がされて、あるいは、委託料についてもこういう内容なのかどうか、その辺について情報収集をされているのかどうか、伺いたいと思います。

それから、2 点目の唐戸大橋の補修の関係ですが、以前に、象潟町時代だったけれども、この唐戸大橋の状態について調査をするという話があった際に、私の記憶からいくと、この大橋に関連をした企業というか、そういうほうから、状態について積極的に調査をするという、そういう話があったと。したがって、特別な予算とかそういうものをつけないでやるという話があったやに私は記憶しております。したがって、そういうものが今のこの補修設計委託料を決める際の、あるいは先ほど質問の中でかけかえは考えていないというお話でしたけれども、これが影響というか、あったのかどうか、その辺。

それから、もし、私はこれ、例えば大幅な補修、かけかえをしなくても大幅な補修になると思うんですよ。その際に頭の中に入れているのかということで、欄干橋と鳥海山、あるいはのごろ山と、これにもう一つ唐戸石と、こういうものを入れた場合に、一つの象潟の歴史というか、そういうことでスポットになると思うんですよ。せっかくやるんでしたら、そういうものを考慮に入れた補修を考えているのかどうか、伺いたいと思います。

それから、3 点目は、県の防災のためにかほ市の航空写真を活用できた。私は、これはやっぱり大きい点だと思うんですよ。したがって、こういう国、県、市、そういう形でいろいろな事業をやった場合に、お互いに活用できると、そういうシステムというか、こういうものができた場合に、大きく財政に寄与する点が出るだろうと。そこで聞きたいのは、どういういきさつでこういうふうな航空写真を借りることができることになったのか。これからもどんどんやっぱりやっていく方向だと思うんですが、それらについて伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） ほかの市町村でやっているかとの御質問ですけれども、このコーディネーターを抱えている行政というか、市町村では話は聞いておりません。ということで、ないもの

と思います。あるという話を聞いたのは、鶴岡市とか酒田市周辺で組織をしている庄内地方

－ ちょっと名前を忘れましたが、そこで 2 名のコーディネーターを委嘱してやっているという話は聞いておりますが、ただ、何か組織がスムーズに動かなくて大変難儀しているようですという話は聞いたことがあります。そういうことで、特に市町村行政区では抱えてはおりませんが、確かに、今おっしゃるとおり、この金額で来てくれるのかなという心配、私も持っております。ですけれども、まず動かなければ前には進まないと思ひまして、今回、補正計上させていただいたわけでありまして。コーディネーター 1 人でみんな回れという内容ではございません。市の職員も場合によっては同行しますし、また、肝心なところでは市長からも出てもらわなければならない場合もあるかと思いますが、このコーディネーターにすべてを投げ出すというような業務にはしたくないなというふうに考えているところであります。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 唐戸大橋の補修のための調査結果と、補修に当たって観光スポットとしての検討をされたのかというふうなことでありますけれども、前段に言われました以前の調査について積極的に行うといったような云々については、私は承知してございません。

先ほど佐々木議員にもお答えいたしました。今回の業務委託は、建築から 26 年を経て、目視でも確認できるひび割れや剥離、鉄筋露出などがあることから詳細な調査設計を行うもので、現時点では、まあ大幅な補修する場合というふうなことでありますけれども、現時点では、観光スポットとしての付加価値を高める改修等は念頭には置いておりません。調査結果によりかけかえが必要となった場合は、竹内議員が提案していることも検討の材料になるかもしれませんが、まずは調査結果を待ちたいというふうに思っております。

続いて、36 ページの航空写真のことであります。航空写真データを県から借りることになったいきさつについてであります。ことしの 6 月の上旬ですか、由利地域振興局の建設部の担当者から、にかほ市では航空撮影の計画があるそうですが、そのデータを借りることはできませんかというふうに問われたというふうな、担当のほうに電話があったというふうなことで、そこで、市の財政負担軽減にもつながることもありまして、逆に県が撮影したデータを使わせていただきたいというふうな、6 月ころ、そういうふうな申し出しておったのですが、8 月上旬ごろに県の河川砂防課のほうからデータを使用することの了解が得られたとの知らせがありましたので、今回、減額することとなった次第であります。

なお、20 年度には、そのデータを使いまして地図を作成する予算を計上いたしますので、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 企業立地のコーディネーターの業務委託については、意欲はわかります。何らかの行動をしたいということで、意欲はわかりますけれども、やるからには、やっぱりその委嘱された人も、委託された人もやれるような環境というか、そういうものがやっぱり必要だと思ひますよ。例えば徴税の際も委託したことがあったわけですよ。なかなかこれはやっぱりできない。そういう形になっても

－ まあそれとは比較はできないんですけれども、なおさら、にか

ほ市として企業誘致を一生懸命やりたいということになるとすれば、その委託された人はかなり精神的にも受けるあれが、心構えというやつもあると思うんですよ。したがって、それを保障するような環境が必要ではないかと。その点について、今9月ですから、10、11、12、1、2、3月となると6ヵ月ですね。そうすると、2人で100万円ちょっとですね。この計算をした根拠というのは何だろうか。6ヵ月ですと1ヵ月8万円かそこら、10日ぐらいというと1日8,000円かそこら。そして、いろいろなところに行く場合は、まあ市役所の車を使えばいいとかというふうになっても、あるいは旅費とかそういうものもかかるわけですよ、行く場合に。あるいはいろいろな調査をする、情報を得る、そういうものもかかるわけですよ。そういうものについて、どういう計算をして101万5,000円になったのか、その根拠は何でしょうか。

それから、唐戸大橋、私の認識とちょっと違いますけれども、そういう話、たしか私はあったと思うんですけれども、まずそれは除きますけれども、いずれにしても、せっかくそういうふうにして補修設計を委託するんですから、調査をした結果、こういう補強をしなければならぬ、補修をしなければならぬというのが、これあるわけでしょう。それでなければ補修設計委託というのは出てこないのではないですか。その調査の結果というのが出て、これぐらいの補修をしなければならぬよというのがあって、設計委託というのが出てくると思うんですけれども、その辺についてどうなんでしょうか。

それから、都市計画図、これは県のほうから電話があったというのです。これは、今度ですよ、やっぱり市からもどんどんそういう情報を県のほうからもらって、そして、こういうものに生かしていくと。そうすると財政的にも — こういうところがやっぱり、何ていうか、予算のむだ遣いとは言いませんけれども、いい使い方につながっていくということではないでしょうか。これからもやると思いますけれども、その点どうですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 今回のこの金額を挙げておりますけれども、これ、その対象者を見つけておいて、内容を確認して、契約をある程度交わして予算に計上したということではありませんので、まず現在、白紙の状況です。そういうことで、この金額の根拠というのは、1日、人を頼んだ場合、6,000円ちょっとぐらいですけれども、そこから来ている金額であります。そこで、今回、この議案が通った時点で人を探して、これから契約を交わすという時点であります。ですから、この金額で確かにやれるかと言われれば、そういうことにもなるかと思っておりますけれども、相手と十分そこら辺も相談しまして、協議というか契約ですので、うちのほうでこれを持っていても相手がだめだと言うと契約もなりません。そういうところで、これから当たってまいりたいという状況であります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） この唐戸大橋の長さについては27.8メートルありまして、見てのとおりカーブしているというふうな橋であります。今回の補修設計でありますけれども、工程表の中で、やはり調査した段階で、どのような設計をするべきかといった面は中間地点でまた協議というふうになります。コンサルタントについては、調査も設計も同じ委託というふうになります。

それから、航空写真の件でありますけれども、この件について、このようなことは今後探って進めてまいりたいというふうに思います。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） じゃ、1 点だけ、唐戸大橋の関係。調査も設計も同じところ、コンサルタントと、こういうお話でしたが、全然まだ調査はやっていなくて、この大橋補修設計委託料には調査も入っているということなんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） はい、そのとおり、調査から設計までです。

議長（竹内睦夫君） 次に、13 番菊地衛議員。

13 番（菊地衛君） 私の質問は簡単ですので、よろしくお願いします。

特産品開発の助成金の内容、お願いします。

それから、鳥森川左岸の工事については、先ほどありましたけれども、着工と完成時期だけもう一度確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 今回の特産品の補正計上は 2 件の申請により計上しておりますが、1 件は、ニジマス、イワナ等の燻製品を特産品として販売するために真空包装をするための機器の購入と、もう 1 件は、サケの酒かす、みそ漬けを特産品として保存するための冷凍庫購入に関する 2 件の助成申請があったための予算計上であります。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後 3 時 8 分 休 憩

午後 3 時 9 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） さきに斎藤議員にもお答えしたとおりでありますけれども、今回の補正については、下流部の住宅地域が、これからの季節、高波が発生するために海水が逆流し、越水による道路冠水のほかに、住宅への被害も見られたことから、鳥森川の上流 100 メートル区間を平均 35 センチのかさ上げ工事を行うもので、年内の冬季波浪時期前に完成させたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 菊地衛議員。

13 番（菊地衛君） 内容はさっき聞いたんですけれども、年内中ということは、あまり冬場にずれていくと、今お話あった高波・高潮の心配があるわけですが、議会、これが終わって承認になればすぐ着工するんでしょうけれども、その着工の時期と、大体完成のめどとありますが、今考えられていることをちょっと伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 現在、災害関係に大変、いろいろな作業を進めておるところではありませんけれども、これから設計しまして、11月ごろまで - 11月の下旬ごろまではというふうに現在のところ思っております。

議長（竹内睦夫君） 建設部長。

建設部長（金子則之君） 先ほど竹内議員へのお答えの中で、後段の写真撮影の件について、私、「県のほうといろいろ探ってまいります」というふうな答弁をしましたが、大変適切な言葉ではないので、今後、連携を密にして情報交換をしながらいきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（竹内睦夫君） 議案第87号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第87号の質疑を終わります。

次に、議案第88号平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）から議案第93号平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）までの6件を一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第88号から議案第93号まで6件の質疑を終わります。

次に、議案第94号平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 集中豪雨による浄水場の被害の仮復旧のことですけれども、いずれ、本当のことを言うと、あっと思ったんです。それくらいひどい雨だったということで、今まで浄水場もこういうふうに大きな被害を受けるということはなかった。したがって、これ仮復旧ですけれども、完全復旧の計画というか、将来的な、例えばにかほ市の上水道のあり方とか、そういうものとも関連してですけれども、将来的なあり方と関連して、どういう完全復旧というか、完全にという言い方おかしいんですけれども、どういう考え方を持っているのか、今の段階での考え方で結構ですから伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、お答え申し上げます。

8月21日、22日の集中豪雨によりガス水道局として大きく被害を受けたのは、前にも申しましたけれども、金浦浄水場の取水口、並びに象潟地区中島台浄水場の導水管でございます。金浦浄水場につきましては、白雪川の増水によりまして、取水口に土砂や岩石が埋まったもので、23日にこれを取り除いて通水しております。しかしながら、一部導水管部にも土砂が流入しており、今後これらの土砂をバキュームカーで取り除きながら完全なる通水を行いたいというふうに考えているところでございます。特別、施設そのものに被害があったということではなく、水が来なくなったということでございますので、これを取り除けば完成するというふうに考えております。

それから、中島台浄水場の導水管につきましては、横岡第二発電所の少し上流付近で、がけ崩れによりまして管が流出したものでございます。およそ 60 メートルぐらいの管がなくなっていました。この部分につきましては、これも同じように 8 月 23 日に仮配管を行い、現在は通水しております。現状では、場所的に再び被災する可能性が非常に強いというふうに考えておりますので、本復旧を行いたいと考えております。しかし、被災現場は非常に険しいため、本復旧の工事について専門家も加えて検討していきたいというふうに考えておりまして、本日、現場のほうの確認作業を行っているところでございます。

なお、これらにつきましては、とりあえず管の補修でございますので、浄水場自体の被害ではないということで、とりあえずそういうふうに今、考えているところでございます。以上です。

【16 番（竹内賢君）「わかりました」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第 94 号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 94 号の質疑を終わります。

日程第 20、一般会計決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 77 号の審査のため、議長を除く 23 人をもって構成する一般会計決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計決算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。23 番山田明議員。

暫時休憩します。

午後 3 時 17 分 休 憩

平成 18 年度一般会計決算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明		

議会事務局職員

議会事務局長	竹 内 享 一	局長補	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
代表監査委員	小 松 欽 一	総 務 部 長	佐 藤 好 文
健康福祉部長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガス水道局長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
財 政 課 長	森 鉄 也	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 正 記	市 民 課 長	木 内 利 雄
生活環境課長	長谷山 良	福 祉 事 務 所 長	細 矢 宗 良

農漁村整備課長 伊藤賢二 商工課長 森孝良
建設課長 佐藤家一 都市整備課長 佐々木義明
教育委員会総務課長 阿部均

.....
午後3時17分 開会

年長委員（山田明君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計決算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会をすることにいたします。

ただいま出席している委員は23人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計決算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任について議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計決算特別委員会委員長に23番、私、山田を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、11番佐々木弘志委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には23番、私、山田を、副委員長には11番佐々木弘志委員が決定しました。

23番、私、山田、11番佐々木弘志委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計決算特別委員長として議事をとる】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 一般会計決算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計決算特別小委員会に改め、一般会計決算特別委員会に付託予定の議案第77号をそれぞれの一般会計決算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計決算特別委員会を散会します。

午後3時20分 散会
.....

午後 3 時 21 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 21、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 87 号の審査のため、議長を除く 23 人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。23 番山田明議員。

暫時休憩します。

午後 3 時 22 分 休 憩

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明		

議会事務局職員

議会事務局長	竹内享一	局長補	佐藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

説明員

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
代表監査委員	小松欽一	総務部長	佐藤好文
健康福祉部長	笹森和雄	産業部長	岩井敏一
建設部長	金子則之	教育次長	小柳伸光
ガス水道局長	須田登美雄	消防長	中津博行
財政課長	森鉄也	税務課長	齋藤利秀
選挙管理委員会事務局長	佐藤正記	市民課長	木内利雄
生活環境課長	長谷山良	福祉事務所長	細矢宗良

農漁村整備課長 伊藤賢二 商工課長 森孝良
建設課長 佐藤家一 都市整備課長 佐々木義明
教育委員会総務課長 阿部均

.....
午後3時23分 開会

年長委員（山田明君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は23人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に23番、私、山田を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、9番伊藤知委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には私、23番山田を、副委員長には9番伊藤知委員が決定しました。

23番、私、山田、9番伊藤知委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計予算特別委員長として議事をとる】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第87号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午後3時25分 散会
.....

午後 3 時 26 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 22、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第 76 号から議案第 94 号までの 19 件は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計決算特別委員会、並びに一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第 10 号及び陳情第 11 号の 2 件は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後 3 時 27 分 散 会